

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第1章 総則	第1章 総則
<u>第1条の2((定義))関係</u>	(新設)
<u>1の2 1 「扶養義務者」の意義</u>	(新設)
<u>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</u>	<u>第1条((相続税の納税義務者))及び第1条の2((贈与税の納税義務者))共通関係</u>
<u>1の3・1の4共 1 「個人」の意義</u>	<u>1・1の2共 1 「個人」の意義</u>
<u>1の3・1の4共 2 個人とみなされるもの</u>	<u>1・1の2共 2 個人とみなされるもの</u>
<u>1の3・1の4共 3 納税義務の範囲</u>	<u>1・1の2共 3 納税義務の範囲</u>
<u>1の3・1の4共 4 居住無制限納税義務者の判定</u>	<u>1・1の2共 4 無制限納税義務者であるか制限納税義務者であるかの判定</u>
<u>1の3・1の4共 5 「住所」の意義</u>	<u>1・1の2共 5 「住所」の意義</u>
<u>1の3・1の4共 6 国外勤務者等の住所の判定</u>	<u>1・1の2共 6 国外勤務者等の住所の判定</u>
<u>1の3・1の4共 7 日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合</u>	(新設)
<u>1の3・1の4共 8 財産取得の時期の原則</u>	<u>1・1の2共 7 財産取得の時期の原則</u>
<u>1の3・1の4共 9 停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期</u>	<u>1・1の2共 8 停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期</u>
<u>1の3・1の4共 10 農地等の贈与による財産取得の時期</u>	<u>1・1の2共 9 農地等の贈与による財産取得の時期</u>
<u>1の3・1の4共 11 財産取得の時期の特例</u>	<u>1・1の2共 10 財産取得の時期の特例</u>
<u>第2条((相続税の課税財産の範囲))及び第2条の2((贈与税の課税財産の範囲))共通関係</u> (省略)	<u>第2条((相続税の課税財産の範囲))及び第2条の2((贈与税の課税財産の範囲))共通関係</u> (同左)
<u>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</u> (省略)	<u>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係</u> (同左)
<u>第3条の2((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</u> (省略)	<u>第3条の2((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</u> (同左)

改 正 後	改 正 前
第4条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産))関係 (省略)	第4条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託財産))関係 (同左)
第5条((贈与により取得したものとみなす生命保険金))関係 (省略)	第5条((贈与により取得したものとみなす生命保険金))関係 (同左)
第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係 (省略)	第6条((贈与により取得したものとみなす定期金))関係 (同左)
第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係 7 1~7 5 (省略) (削除)	第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係 7 1~7 5 (同左) 7 6 「扶養義務者」の意義
第8条((免除等を受けた債務))関係 (省略)	第8条((免除等を受けた債務))関係 (同左)
第9条((その他の利益の享受))関係 (省略)	第9条((その他の利益の享受))関係 (同左)
第10条((財産の所在))関係 10 1 (省略) 10 2 生命保険契約及び損害保険契約の所在 10 3 「貸付金債権」の意義 10 4 主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在 10 5 株式に関する権利等の所在 10 6 営業上の権利 (削除)	第10条((財産の所在))関係 10 1 (同左) (新設) 10 2 「貸付金債権」の意義 10 3 主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在 10 4 株式に関する権利等の所在 10 5 営業上の権利 10 6 生命保険金等の所在
第2章 課税価格、税率及び控除	第2章 課税価格、税率及び控除
第1節 相続税	第1節 相続税
第11条の2((相続税の課税価格))関係	第11条の2((相続税の課税価格))関係

改 正 後	改 正 前
(省略)	(同左)
第12条((相続税の非課税財産)関係) (省略)	第12条((相続税の非課税財産)関係) (同左)
第13条((債務控除)関係) 13 1~13 8 (省略) <u>13 9 相続時精算課税適用者の債務控除</u> 13 10 死亡した相続時精算課税適用者に係る債務控除	第13条((債務控除)関係) 13 1~13 8 (同左) (新設) (新設)
第14条((控除すべき債務)関係) 14 1 (省略) (削除) (削除) 14 2 公租公課の異動の場合 14 3 保証債務及び連帯債務 14 4 消滅時効の完成した債務 14 5 <u>相続時精算課税適用者の死亡により承継した相続税の納税に係る義務の債務控除</u>	第14条((控除すべき債務)関係) 14 1 (同左) 14 2 <u>固定資産税、市町村民税等</u> 14 3 <u>相続開始前の事実について被相続人に課せられるべき地方税</u> 14 4 公租公課の異動の場合 14 5 保証債務及び連帯債務 14 6 消滅時効の完成した債務 (新設)
第15条((遺産に係る基礎控除)関係) 15 1~15 6 (省略) 15 7 <u>被相続人である特定贈与者よりも先に相続時精算課税適用者が死亡している場合 の相続人の数</u>	第15条((遺産に係る基礎控除)関係) 15 1~15 6 (同左) (新設)
第16条((相続税の総額)関係) (省略)	第16条((相続税の総額)関係) (同左)
第17条((各相続人等の相続税額)関係) (省略)	第17条((各相続人等の相続税額)関係) (同左)
第18条((相続税額の加算)関係) 18 1 (省略) 18 2 <u>特定贈与者よりも先に死亡した相続時精算課税適用者が一親等の血族であるかど</u>	第18条((相続税額の加算)関係) 18 1 (同左) (新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>うかの判定時期</u></p> <p><u>18 3</u> 養子、養親の場合</p> <p><u>18 4</u> <u>相続時精算課税適用者について一親等の血族とする場合</u></p> <p><u>18 5</u> <u>相続税額の加算の対象とならない相続税額</u></p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係</p> <p>19 1~19 3 (省略)</p> <p><u>19 4</u> <u>相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合</u></p> <p><u>19 5</u> 債務の通算</p> <p><u>19 6</u> 「課せられた贈与税」の意義</p> <p><u>19 7</u> 相続税額から控除する贈与税額の計算</p> <p><u>19 8</u> 贈与税の配偶者控除の適用順序</p> <p><u>19 9</u> 相続開始の年の特定贈与財産に対する贈与税の課税</p> <p><u>19 10</u> 店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定</p> <p><u>19 11</u> <u>相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用</u></p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p> <p>19の2 1 <u>相続税額の軽減の対象となる配偶者の範囲</u></p> <p>19の2 2~19の2 21 (省略)</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係</p> <p>19の3 1~19の3 5 (省略)</p> <p><u>19の3 6</u> <u>死亡している相続時精算課税適用者からの未成年者控除</u></p> <p>第19条の4((障害者控除))関係</p> <p>19の4 1~19の4 5 (省略)</p> <p><u>19の4 6</u> <u>死亡している相続時精算課税適用者の障害者控除</u></p> <p>第20条((相次相続控除))関係</p> <p>20 1~20 3 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>20 4</u> <u>第2次相続に係る被相続人の範囲</u></p>	<p><u>18 2</u> 養子、養親の場合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係</p> <p>19 1~19 3 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>19 4</u> 債務の通算</p> <p><u>19 5</u> 「課せられた贈与税」の意義</p> <p><u>19 6</u> 相続税額から控除する贈与税額の計算</p> <p><u>19 7</u> 贈与税の配偶者控除の適用順序</p> <p><u>19 8</u> 相続開始の年の特定贈与財産に対する贈与税の課税</p> <p><u>19 9</u> 店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定</p> <p>(新設)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p> <p>19の2 1 <u>制限納税義務者である配偶者に対する相続税額の軽減</u></p> <p>19の2 2~19の2 21 (同左)</p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係</p> <p>19の3 1~19の3 5 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係</p> <p>19の4 1~19の4 5 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条((相次相続控除))関係</p> <p>20 1~20 3 (同左)</p> <p><u>20 4</u> <u>第1次相続の税額に異動が生じた場合</u></p> <p><u>20 5</u> <u>第2次相続に係る被相続人の範囲</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第20条の2</u>((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p> <p><u>20の2 1</u> 邦貨換算</p> <p><u>20の2 2</u> 「当該財産の価額」等の意義</p> <p><u>20の2 3</u> 「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」の意義</p> <p><u>20の2 4</u> 相続税の税額控除等の順序</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係</p> <p><u>21の2 1</u>、<u>21の2 2</u> (省略)</p> <p><u>21の2 3</u> <u>相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格</u></p> <p><u>21の2 4</u> (省略)</p> <p><u>21の2 5</u> <u>贈与税の課税価格の端数処理</u></p> <p>第21条の3((贈与税の非課税財産))関係</p> <p>〔法人からの贈与関係〕</p> <p><u>21の3 1</u>、<u>21の3 2</u> (省略)</p> <p>〔扶養義務者からの生活費等関係〕</p> <p>(削除)</p> <p><u>21の3 3</u> 「生活費」の意義</p> <p><u>21の3 4</u> 「教育費」の意義</p> <p><u>21の3 5</u> 生活費及び教育費の取扱い</p> <p><u>21の3 6</u> 生活費等で通常必要と認められるもの</p> <p><u>21の3 7</u> 生活費等に充てるために財産の名義変更があつた場合</p> <p>〔選挙費用等関係〕</p> <p><u>21の3 8</u> 選挙費用等の取扱い</p> <p><u>21の3 9</u> 社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い</p> <p><u>第21条の4</u>((特別障害者に対する贈与税の非課税))関係</p> <p><u>21の4 1</u> <u>非課税限度額</u></p> <p>第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係</p> <p>(省略)</p>	<p><u>第21条</u>((在外財産に対する相続税額の控除))関係</p> <p><u>21 1</u> 邦貨換算</p> <p><u>21 2</u> 「当該財産の価額」等の意義</p> <p>(新設)</p> <p><u>21 3</u> 相続税の税額控除等の順序</p> <p>第2節 贈与税</p> <p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係</p> <p><u>21の2 1</u>、<u>21の2 2</u> (同左)</p> <p><u>21の2 3</u> <u>相続を放棄した者の贈与税の課税価格</u></p> <p><u>21の2 4</u> (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条の3((贈与税の非課税財産))関係</p> <p>〔法人からの贈与関係〕</p> <p><u>21の3 1</u>、<u>21の3 2</u> (同左)</p> <p>〔扶養義務者からの生活費等関係〕</p> <p><u>21の3 3</u> <u>扶養義務者の取扱いの準用</u></p> <p><u>21の3 4</u> 「生活費」の意義</p> <p><u>21の3 5</u> 「教育費」の意義</p> <p><u>21の3 6</u> 生活費及び教育費の取扱い</p> <p><u>21の3 7</u> 生活費等で通常必要と認められるもの</p> <p><u>21の3 8</u> 生活費等に充てるために財産の名義変更があつた場合</p> <p>〔選挙費用等関係〕</p> <p><u>21の3 9</u> 選挙費用等の取扱い</p> <p><u>21の3 10</u> 社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条の6((贈与税の配偶者控除))関係</p> <p>(同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>第21条の7((贈与税の税率))関係</u>	(新設)
<u>21の7 1 贈与税額の端数処理</u>	(新設)
<u>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係</u>	<u>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係</u>
<u>21の8 1 (省略)</u>	<u>21の8 1 (同左)</u>
<u>21の8 2 税額控除の適用区分</u>	(新設)
<u>21の8 3 「当該財産の価額」等の意義</u>	<u>21の8 2 「当該財産の価額」等の意義</u>
<u>第3節 相続時精算課税</u>	(新設)
<u>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</u>	(新設)
<u>21の9 1 推定相続人の判定</u>	(新設)
<u>21の9 2 「相続時精算課税選択届出書」の提出先等</u>	(新設)
<u>21の9 3 提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合</u>	(新設)
<u>21の9 4 年の中途において贈与者の推定相続人になった場合</u>	(新設)
<u>第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))関係</u>	(新設)
<u>21の12 1 特別控除を適用する場合の申告要件</u>	(新設)
<u>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係</u>	(新設)
<u>21の15 1 相続税の課税価格への加算の対象となる財産</u>	(新設)
<u>21の15 2 相続時精算課税の適用を受ける財産の価額</u>	(新設)
<u>21の15 3 「課せられた贈与税」の意義</u>	(新設)
<u>21の15 4 贈与税相当額の控除の順序</u>	(新設)
<u>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額))関係</u>	(新設)
<u>21の16 1 「課せられた贈与税」の意義等</u>	(新設)
<u>第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係</u>	(新設)
<u>21の17 1 承継される納税に係る権利又は義務</u>	(新設)
<u>21の17 2 承継の割合</u>	(新設)
<u>21の17 3 相続人が特定贈与者のみである場合</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
21の17 4 <u>限定承認をした場合の承継</u>	(新設)
第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係	(新設)
21の18 1 <u>相続人が特定贈与者のみである場合</u>	(新設)
21の18 2 <u>相続人が2人以上いる場合</u>	(新設)
第3章 財産の評価	第3章 財産の評価
第23条((地上権及び永小作権の評価))関係 (省略)	第23条((地上権及び永小作権の評価))関係 (同左)
第24条((定期金に関する評価))関係 (省略)	第24条((定期金に関する評価))関係 (同左)
(削除)	第26条((生命保険契約に関する権利の評価))関係
(削除)	26 1 <u>保険料の払込期日の到来していない部分</u>
(削除)	26 2 <u>転換後契約に関する権利の評価</u>
(削除)	26 3 <u>養育年金付こども保険に係る生命保険契約に関する権利の評価</u>
第26条((立木の評価))関係	第26条の2((立木の評価))関係
26 1 <u>立木の評価の特例</u>	26の2 1 <u>立木の評価の特例</u>
第4章 申告及び納付	第4章 申告及び納付
第27条((相続税の申告書))関係	第27条((相続税の申告書))関係
27 1~27 4 (省略)	27 1~27 4 (同左)
27 5 <u>申告期限の直前に認知等があつた場合の申告書の提出期限の延長</u>	27 5 <u>申告期限の直前に認知、相続人の廃除の取消し等があつた場合の申告書の提出期限の延長</u>
27 6、27 7 (省略)	27 6、27 7 (同左)
27 8 <u>還付を受けるための申告書の提出期限</u>	(新設)
27 9 <u>還付を受けるための申告に係る更正の請求</u>	(新設)
第30条((期限後申告の特例))関係	第30条((期限後申告の特例))関係

改 正 後	改 正 前
<p>30 1 <u>法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者</u></p> <p>30 2 <u>法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者</u></p> <p>30 3 <u>保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い</u></p> <p>30 4 <u>決定通知書の送達中に期限後申告書の提出があつた場合</u></p> <p>第31条((修正申告の特則))関係 (省略)</p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係 32 1、32 2 (省略) (削除)</p> <p>32 3 <u>死後認知があつた場合の更正の請求</u></p> <p>32 4 <u>「判決があつたこと」の意義</u></p> <p>第34条((連帯納付の義務))関係 34 1 「<u>相続又は遺贈により受けた利益の価額</u>」の意義 34 2、34 3 (省略)</p> <p>第5章 <u>更正及び決定</u></p> <p>第35条((更正及び決定の特則))関係 35 1 <u>法第35条第3項の適用対象者</u></p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第49条((申告書の公示))関係 (省略)</p> <p>第49条の2((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))関係</p>	<p>30 1 <u>法第30条の規定による期限後申告書を提出することができる者</u> (新設)</p> <p>30 2 <u>保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い</u></p> <p>30 3 <u>決定通知書の送達中に期限後申告書の提出があつた場合</u></p> <p>第31条((修正申告の特則))関係 (同左)</p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係 32 1、32 2 (同左) 32 3 <u>停止条件付遺贈の条件が成就した場合の更正の請求</u> (新設) (新設)</p> <p>第34条((連帯納付の義務))関係 34 1 「<u>相続又は遺贈に因り受けた利益の価額</u>」の意義 34 2、34 3 (同左)</p> <p>第5章 <u>削除</u> (新設) (新設)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第49条((申告書の公示))関係 (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>49の2 1 <u>開示の請求をすることができる者</u></p> <p>第51条((延滞税の特則))関係 51 1、51 2 (省略) 51 3 <u>保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより申告があった場合の延滞税</u> 51 4~51 6 (省略)</p> <p>第52条((利子税))関係 (省略)</p> <p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (省略)</p> <p>第59条((調書の提出))関係 (省略)</p> <p>第60条((質問検査権))関係 (省略)</p> <p>第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第51条((延滞税の特則))関係 51 1、51 2 (同左) 51 3 <u>保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税</u> 51 4~51 6 (同左)</p> <p>第52条((利子税))関係 (同左)</p> <p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (同左)</p> <p>第59条((調書の提出))関係 (同左)</p> <p>第60条((質問検査権))関係 (同左)</p> <p>第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認))関係 (同左)</p>

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条の2((定義))関係 (「扶養義務者」の意義)</p> <p>1の2 1 相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)第1条の2第1号に規定する「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法(明治29年法律第89号)第877条の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。 なお、上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあっては相続開始の時、贈与税にあっては贈与の時の状況によることに留意する。</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係 (「個人」の意義)</p> <p>1の3・1の4共 1 法に規定する「個人」とは、自然人をいうものとする。</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1の3・1の4共 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を含む。以下同じ。)又は贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合(その贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法(昭和40年法律第34号)の規定により社団若しくは財団又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、それぞれ次に掲げる人格のない社団若しくは財団又は法人は法第66条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となるのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人を設立するために財産の提供があった場合又はこれらの法人に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合において、当該財産の提供者、<u>遺贈をした者又は贈与をした者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められると</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第1条((相続税の納税義務者))及び第1条の2((贈与税の納税義務者))共通関係 (「個人」の意義)</p> <p>1・1の2共 1 <u>相続税法(昭和25年法律第73号。以下「法」という。)</u>に規定する「個人」とは、自然人をいうものとする。</p> <p>(個人とみなされるもの)</p> <p>1・1の2共 2 相続税又は贈与税の納税義務者は、相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずべき贈与(以下「死因贈与」という。)を含む。以下同じ。)又は贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)によって財産を取得した個人を原則とするが、次に掲げる場合(その贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法(昭和40年法律第34号)の規定により社団若しくは財団又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。)においては、それぞれ次に掲げる人格のない社団若しくは財団又は法人は法第66条の規定により個人とみなされて相続税又は贈与税の納税義務者となるのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人を設立するために財産の提供があった場合又はこれらの法人に対し財産の遺贈若しくは贈与があった場合において、当該財産の提供者、<u>遺贈者又は贈与者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>き。</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1の3・1の4共 3 法第1条の3各号又は第1条の4第各号に掲げる者の相続税又は贈与税の納税義務の範囲は、それぞれ次のとおりであるから留意する。</p> <p>(1) 無制限納税義務者(法第1条の3第1号又は第1条の4第1号に掲げる個人(以下「居住無制限納税義務者」という。))又は第1条の3第2号又は第1条の4第2号に掲げる個人(以下「非居住無制限納税義務者」という。)をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産の所在地がどこにあるかにかかわらず当該取得財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(2) 制限納税義務者(法第1条の3第3号又は第1条の4第3号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産のうち法施行地にあるものに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負う。</p> <p>(3) 特定納税義務者(法第1条の3第4号に掲げる個人をいう。以下同じ。) 被相続人が法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下「特定贈与者」という。)であるときの当該被相続人からの贈与により取得した財産で同条第3項の規定(以下「相続時精算課税」という。)の適用を受けるものに対して相続税の納税義務を負う。</p> <p>(注) 特定納税義務者とは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者のうち、法第21条の16第1項の規定により相続時精算課税の適用を受ける財産を当該被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされるものをいう。</p> <p>(居住無制限納税義務者の判定)</p> <p>1の3・1の4共 4 相続税又は贈与税の納税義務者が居住無制限納税義務者であるかどうかの判定は、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において、法施行地に住所を有するかどうかによるのであつて、被相続人(遺贈をした者を含む。以下同じ。)又は贈与をした者の住所が法施行地にあるかどうかは問わないのであるから留意する。</p> <p>したがつて、相続若しくは遺贈又は贈与により法施行地にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において法施行地に住所を有しないものは、たとえ、当該財産を取得した時において法施行地に居所を有していても、<u>居住無制限納税義務者には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>(「住所」の意義)</p>	<p>(納税義務の範囲)</p> <p>1・1の2共 3 法第1条第1号又は第1条の2第1号に掲げる相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した個人で、当該財産を取得した時において、法施行地に住所を有するもの(以下「無制限納税義務者」という。)は、取得財産の所在地のいかんにかかわらず当該取得財産の全部に対して相続税又は贈与税の納税義務を負い、法第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は贈与により法施行地にある財産を取得した個人で、当該財産を取得した時において、法施行地に住所を有しないもの(以下「制限納税義務者」という。)は、当該取得財産のうち法施行地にあるものに対してだけ相続税又は贈与税の納税義務を負うのであるから留意する。</p> <p>(無制限納税義務者であるか制限納税義務者であるかの判定)</p> <p>1・1の2共 4 相続税又は贈与税の納税義務者が無制限納税義務者であるか制限納税義務者であるかの判定は、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において、法施行地に住所を有するかどうかによるのであつて、被相続人(遺贈者を含む。以下同じ。)又は贈与者の住所が法施行地にあるかどうかは問わないのであるから留意する。</p> <p>したがつて、相続若しくは遺贈又は贈与により法施行地にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において法施行地に住所を有しないものは、たとえ、当該財産を取得した時において法施行地に居所を有していても、<u>無制限納税義務者ではなく制限納税義務者であるから留意する。</u></p> <p>(「住所」の意義)</p>

改正後	改正前
<p>1の3・1の4共 5 (省略)</p> <p>(国外勤務者等の住所の判定)</p> <p>1の3・1の4共 6 日本の国籍を有している者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる永住者については、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地を離れている場合であっても、その者が次に掲げる者に該当する場合(1の3・1の4共 5によりその者の住所が明らかに法施行地外にあると認められる場合を除く。)は、その者の住所は、法施行地にあるものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合)</p> <p>1の3・1の4共 7 法第1条の3第2号又は第1条の4第2号に規定する「日本国籍を有する個人」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(財産取得の時期の原則)</p> <p>1の3・1の4共 8 相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 相続又は遺贈の場合 相続の開始の時(失そうの宣告を相続開始原因とする相続については、民法第31条に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共 9 次に掲げる停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期は、1の3・1の4共 8にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 停止条件付の遺贈でその条件が遺贈をした者の死亡後に成就するものである場合 その条件が成就した時</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共 10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項若しくは第5条第1項本文の規</p>	<p>1・1の2共 5 (同左)</p> <p>(国外勤務者等の住所の判定)</p> <p>1・1の2共 6 日本の国籍を有している者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に掲げる永住者については、その者が相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地を離れている場合であっても、その者が次に掲げる者に該当する場合(1・1の2共 5によりその者の住所が明らかに法施行地外にあると認められる場合を除く。)は、その者の住所は、法施行地にあるものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(財産取得の時期の原則)</p> <p>1・1の2共 7 相続若しくは遺贈又は贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 相続又は遺贈の場合 相続の開始の時(失そうの宣告を相続開始原因とする相続については、民法(明治29年法律第89号)第31条に規定する期間満了の時又は危難の去りたる時)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期)</p> <p>1・1の2共 8 次に掲げる停止条件付の遺贈又は贈与による財産取得の時期は、1・1の2共 7にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 停止条件付の遺贈でその条件が遺贈者の死亡後に成就するものである場合 その条件が成就した時</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1・1の2共 9 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項若しくは第5条第1項本文の規定に</p>

改正後	改正前
<p>定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共-10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第3号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、<u>1の3・1の4共 8及び1の3・1の4共 9</u>にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p>(財産取得の時期の特例) <u>1の3・1の4共 11</u> 所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について<u>1の3・1の4共 8</u>の(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。ただし、鉱業権の贈与については、鉱業原簿に登録した日に贈与があったものとして取り扱うものとする。</p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 〔保険金関係〕 (生命保険契約の範囲) 3 4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) <u>保険業法(平成7年法律第105号)第2条第3項</u>に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約 (2) (省略) (3) <u>相続税法施行令(昭和25年政令第71号。以下「法施行令」という。)第1条の2第1項各号</u>に掲げる契約</p> <p>(損害保険契約の範囲) 3 5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) (省略) (2) <u>法施行令第1条の2第2項各号</u>に掲げる契約</p> <p>(被相続人が負担した保険料等) 3 13 <u>法第3条第1項第1号、第3号及び第5号</u>に規定する「被相続人が負担した保険料」は、保険契約に基づき払い込まれた保険料の合計額によるものとし、次に掲げる場合における保険料については、それぞれ次によるものとする。</p>	<p>よる許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下<u>1・1の2共-9</u>においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第3号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、<u>1・1の2共 7及び1・1の2共 8</u>にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p>(財産取得の時期の特例) <u>1・1の2共 10</u> 所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について<u>1・1の2共 7</u>の(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。ただし、鉱業権の贈与については、鉱業原簿に登録した日に贈与があったものとして取り扱うものとする。</p> <p>第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))関係 〔保険金関係〕 (生命保険契約の範囲) 3 4 法に規定する生命保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) <u>保険業法(平成7年法律第105号)(以下「保険業法」という。)第2条第3項((定義))</u>に規定する生命保険会社又は同条第8項に規定する外国生命保険会社等と締結した生命保険契約 (2) (同左) (3) <u>相続税法施行令(昭和25年政令第71号。以下「法施行令」という。)第1条第1項各号</u>に掲げる契約</p> <p>(損害保険契約の範囲) 3 5 法に規定する損害保険契約は、次に掲げる契約に限られるものとする。 (1) (同左) (2) <u>法施行令第1条第2項各号</u>に掲げる契約</p> <p>(被相続人が負担した保険料等) 3 13 <u>法第3条第1項第1号、第3号及び第5号</u>に規定する被相続人が負担した保険料は、保険契約に基づき払い込まれた保険料の合計額によるものとし、次に掲げる場合における保険料については、それぞれ次によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(注) 法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)が、いわゆる契約転換制度により、既存の生命保険契約(以下3_13及び5_7において「転換前契約」という。)を新たな生命保険契約(以下5_7において「転換後契約」という。)に転換したものである場合における法第3条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する「被相続人が負担した保険料」には、<u>転換前契約に基づいて被相続人が負担した保険料(5_7の適用がある場合の当該保険料の額については、転換前契約に基づき払い込まれた保険料の額の合計額に、当該転換前契約に係る保険金額のうち当該転換前契約に係る保険金額から責任準備金(共済掛金積立金、剰余金、割戻金及び前納保険料を含む。))をもって精算された契約者貸付金等の金額を控除した金額の占める割合を乗じて得た金額</u>も含むのであるから留意する。</p> <p>(養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合)</p> <p>3 15 被保険者(子)が一定の年齢に達するごとに保険金が支払われるほか、保険契約者(親)が死亡した場合にはその後の保険料を免除するとともに満期に達するまで年金を支払ういわゆる養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合における取扱いは、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 生命保険契約に関する権利に係る課税関係</p> <p>保険契約者の死亡後被保険者が一定の年齢に達するごとに支払われる保険金に係る生命保険契約に関する権利のうち保険契約者が負担した保険料に対応する部分については、当該保険契約者の権利義務を承継する被保険者について法第3条第1項第3号の規定を適用する。</p> <p>〔退職手当金関係〕</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3 26 法施行令第1条の3第3号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるか</p>	<p>(1)、(2) (同左)</p> <p>(注) 法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約(以下「生命保険契約」という。)が、いわゆる契約転換制度により、既存の生命保険契約(以下3_13、5_7及び26_2において「転換前契約」という。)を新たな生命保険契約(以下5_7及び26_2において「転換後契約」という。)に転換したものである場合における法第3条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する「被相続人が負担した保険料」には、<u>転換前契約に基づいて被相続人が負担した保険料(5_7の適用がある場合には、当該保険料の額について法施行令第4条の20第1項第3号の規定に準じて計算した金額)</u>も含むのであるから留意する。</p> <p>(養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合)</p> <p>3 15 被保険者(子)が一定の年齢に達するごとに保険金が支払われるほか、保険契約者(親)が死亡した場合にはその後の保険料を免除するとともに満期に達するまで年金を支払ういわゆる養育年金付こども保険に係る保険契約者が死亡した場合における取扱いは、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 生命保険契約に関する権利に係る課税関係</p> <p>保険契約者の死亡後被保険者が一定の年齢に達するごとに支払われる保険金に係る生命保険契約に関する権利のうち保険契約者が負担した保険料に対応する部分については、当該保険契約者の権利義務を承継する被保険者について法第3条第1項第3号の規定を適用する。</p> <p>(注) <u>生命保険契約に関する権利の評価については、26_3参照。</u></p> <p>〔退職手当金関係〕</p> <p>(「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」の意義)</p> <p>3 26 法施行令第1条の2第3号に規定する「その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約」とは、雇用主がその従業員(その従業員が死亡した場合には、その者の遺族を含む。)を受益者又は保険金受取人として信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は生命保険会社と締結した信託又は生命保険の契約で、当該信託会社又は生命保険会社が当該雇用主の従業員の退職について当該契約に基づき退職手当等を支給することを約したものをいい、当該契約に係る掛金又は保険料の負担者がだれであるか</p>

改正後	改正前
<p>は問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3 27 法施行令第1条の3第4号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>(退職手当金等に該当する生命保険契約に関する権利等)</p> <p>3 28 雇用主がその従業員のために、次に掲げる保険契約又は共済契約(これらの契約のうち一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がないものを除く。)を締結している場合において、当該従業員の死亡によりその相続人その他の者がこれらの契約に関する権利を取得したときは、当該契約に関する権利は、法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(注) 上記の場合において退職手当金等とされる金額は、<u>生命保険契約に関する権利として時価で評価したときの金額による。</u></p>	<p>は問わないのであるから留意する。</p> <p>(「これに類する契約」の意義)</p> <p>3 27 法施行令第1条の2第4号に規定する「これに類する契約」とは、雇用主が退職手当金を支給する事業を行う団体に掛金を納付し、その団体が当該雇用主の従業員の退職について退職手当金等を支給することを約した契約をいうものとする。</p> <p>(退職手当金等に該当する生命保険契約に関する権利等)</p> <p>3 28 雇用主がその従業員のために、次に掲げる保険契約又は共済契約(これらの契約のうち一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において返還金その他これに準ずるものの支払がないものを除く。)を締結している場合において、当該従業員の死亡によりその相続人その他の者がこれらの契約に関する権利を取得したときは、当該契約に関する権利は、法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等に該当するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(注) 上記の場合において退職手当金等とされる金額は、<u>生命保険契約に関する権利については法第26条の規定により計算した金額とし、その他の契約に関する権利については同条の規定に準じて計算した金額による。</u></p>
<p>第5条((贈与により取得したものとみなす生命保険金))関係</p> <p>(損害賠償責任に関する保険又は共済の契約に基づく保険金)</p> <p>5 4 次に掲げる保険又は共済の契約(これらに類する契約を含む。)に基づき支払われるいわゆる死亡保険金のうち契約者の損害賠償責任に基づく損害賠償金に充てられることが明らかである部分については、法施行令第1条の5に規定する「損害賠償責任に関する保険又は共済に係る契約に基づく保険金」に該当するものとして取り扱っても差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p>	<p>第5条((贈与により取得したものとみなす生命保険金))関係</p> <p>(損害賠償責任に関する保険又は共済の契約に基づく保険金)</p> <p>5 4 次に掲げる保険又は共済の契約(これらに類する契約を含む。)に基づき支払われるいわゆる死亡保険金のうち契約者の損害賠償責任に基づく損害賠償金に充てられることが明らかである部分については、法施行令第1条の4に規定する「損害賠償責任に関する保険又は共済に係る契約に基づく保険金」に該当するものとして取り扱っても差し支えないものとする。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p>
<p>第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係</p> <p>(削除)</p>	<p>第7条((著しく低い価額で譲渡を受けた財産))関係</p> <p>(「扶養義務者」の意義)</p> <p>7 6 法第7条に規定する「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法第877条の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいうのであるが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者について</p>

改正後	改正前
<p>第8条((免除等を受けた債務))関係 (法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p>8 4 法第8条に規定する「著しく低い価額」、「債務」、「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」及び「債務を弁済することが困難である部分の金額」については、7 1及び7 3から7 5までの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係 (株式又は出資の価額が増加した場合)</p> <p>9 2 同族会社(法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。 (1)～(4) (省略)</p> <p>(法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p>9 13 法第9条に規定する「著しく低い価額」、「債務」、「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」及び「債務を弁済することが困難である部分の金額」については、7 1及び7 3から7 5までの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第10条((財産の所在))関係 (生命保険契約及び損害保険契約の所在)</p> <p>10 2 法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約及び損害保険契約の所在については、<u>法第10条第1項第5号の規定に準ずるものとする。</u></p> <p>(「貸付金債権」の意義)</p> <p>10 3 法第10条第1項第7号に掲げる「貸付金債権」には、いわゆる融通手形による貸付金を含み、売掛債権、いわゆる商業手形債権その他事業取引に関して発生した債権で短期間内(おおむね6月以内)に返済されるべき性質のものは含まれないものとする。</p>	<p><u>は、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>第8条((免除等を受けた債務))関係 (法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p>8 4 法第8条に規定する「著しく低い価額」、「債務」、「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」、「債務を弁済することが困難である部分の金額」及び「扶養義務者」については、7 1及び7 3から7 6までの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係 (株式又は出資の価額が増加した場合)</p> <p>9 2 同族会社(法人税法第2条((定義))第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。 (1)～(4) (同左)</p> <p>(法第7条の規定に関する取扱いの準用)</p> <p>9 13 法第9条に規定する「著しく低い価額」、「債務」、「資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合」、「債務を弁済することが困難である部分の金額」及び「扶養義務者」については、7 1及び7 3から7 6までの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第10条((財産の所在))関係 (新設)</p> <p>(「貸付金債権」の意義)</p> <p>10 2 法第10条第1項第5号に掲げる「貸付金債権」には、いわゆる融通手形による貸付金を含み、売掛債権、いわゆる商業手形債権その他事業取引に関して発生した債権で短期間内(おおむね6月以内)に返済されるべき性質のものは含まれないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在)</p> <p>10_4 主たる債務者が2以上ある場合におけるその債権の所在については、<u>法施行令第10条の8の規定により判定するものとする。</u></p> <p>(株式に関する権利等の所在)</p> <p>10_5 <u>法第10条第1項第8号に掲げる「株式」には、株式に関する権利を含むものとし、「出資」には、出資に関する権利を含むものとする。</u></p> <p>(営業上の権利)</p> <p>10_6 <u>法第10条第1項第13号に掲げる「営業上の権利」には、売掛金等のほか、その営業又は事業に関する営業権、電話加入権等をも含むものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(主たる債務者が2以上ある場合の債権の所在)</p> <p>10_3 主たる債務者が2以上ある場合におけるその債権の所在については、<u>法施行令第10条の7の規定により判定するものとする。</u></p> <p>(株式に関する権利等の所在)</p> <p>10_4 <u>法第10条第1項第6号に掲げる「株式」には、株式に関する権利を含むものとし、「出資」には、出資に関する権利を含むものとする。</u></p> <p>(営業上の権利)</p> <p>10_5 <u>法第10条第1項第10号に掲げる「営業上の権利」には、売掛金等のほか、その営業又は事業に関する営業権、電話加入権等をも含むものとする。</u></p> <p>(生命保険金等の所在)</p> <p>10_6 <u>次に掲げる財産の所在については、それぞれ次に掲げる場所による。</u></p> <p>(1) <u>生命保険契約又は損害保険契約の保険金については、これらの契約を締結した保険者の営業所又は事業所の所在</u></p> <p>(2) <u>退職手当金等については、退職手当金等を支払う者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在</u></p>
<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格)関係) (遺産が未分割の場合の課税価格の計算)</p> <p>11の2 2 <u>相続税の課税価格は、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により取得した財産の価額及び法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額をいうのであるが、未分割の遺産がある場合には、法第55条本文の規定を適用して、各相続人又は包括受遺者の課税価格を計算するのであるから留意する。</u></p>	<p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格)関係) (遺産が未分割の場合の課税価格の計算)</p> <p>11の2 2 <u>相続税の課税価格は、相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をいうのであるが、遺産が未分割の場合には、各人の課税価格は法第55条本文の規定により計算するのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(裁判確定前の相続分)</p> <p>11の2 4 相続税の申告書を提出する時又は課税価格及び相続税額を更正し、若しくは決定する時において、まだ法第32条第2号、同条第3号、法施行令第8条第1号又は同条第2号に掲げる事由が未確定の場合には、当該事由がないものとした場合における各相続人の相続分を基礎として課税価格を計算することに取り扱うものとする。</p> <p>(相続開始の年に当該相続に係る被相続人から受けた贈与財産の価額)</p> <p>11の2 5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産(被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。)の価額については、法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算するのであるから留意する。</p> <p>また、相続開始の年において特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産の価額については、法第21条の10の規定により贈与税の課税価格に算入される(法第28条第4項の規定により当該財産については贈与税の申告を要しない。)とともに、法第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定により相続税の課税価格にも算入されることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、当該相続開始の年の前年以前の年分の贈与について法施行令第5条第1項に規定する「相続時精算課税選択届出書」(以下「相続時精算課税選択届出書」という。)を提出している場合を除き、当該相続時精算課税選択届出書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p>(相続時精算課税適用者の債務控除)</p> <p>13 9 法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下「相続時精算課税適用者」という。)に係る法第13条の規定の適用については、当該相続時精算課税適用者の相続又は遺贈による財産の取得の有無に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</p> <p>(1) 相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者(法第21条の15第1項に該当する者) 無制限納税義務者である場合には第13条第1項の規定、制限納税義務者である場合には同条第2項の規定が適用される。</p> <p>(注) 当該相続時精算課税適用者が、相続人に該当せず、かつ、特定遺贈のみによっ</p>	<p>(裁判確定前の相続分)</p> <p>11の2 4 相続税の申告書を提出する時又は課税価格及び相続税額を更正し、若しくは決定する時において、まだ法第32条第2号又は第3号に掲げる事由が未確定の場合には、当該事由がないものとした場合における各相続人の相続分を基礎として課税価格を計算することに取り扱うものとする。</p> <p>(相続開始の年に当該相続に係る被相続人から受けた贈与財産の価額)</p> <p>11の2 5 相続又は遺贈によって財産を取得した者がその相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産の価額については、法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税価格に算入しないで相続税の課税価格に加算するのであるから留意する。</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>て財産を取得した場合には、同条の規定は適用されないのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者(法第21条の16第1項に該当する者) 当該相続に係る被相続人の相続開始の時に於いて法施行地に住所を有する者である場合には第13条第1項の規定、法施行地に住所を有しない者である場合には同条第2項の規定が適用される。</u></p> <p>(注) <u>当該相続時精算課税適用者が、相続人又は包括受遺者に該当しない場合には、同条の規定は適用されないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(死亡した相続時精算課税適用者に係る債務控除)</u></p> <p>13 10 <u>特定贈与者の死亡に係る相続税額の計算において、当該特定贈与者の死亡前に死亡している相続時精算課税適用者については、法第13条の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>(注) <u>特定贈与者の死亡に係る相続税額の計算上、当該特定贈与者の債務及び当該特定贈与者に係る葬式費用については、当該特定贈与者の相続人又は包括受遺者の課税価格から控除するのであるから留意する。</u></p> <p>第14条((控除すべき債務))関係</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(公租公課の異動の場合)</p> <p>14 2 <u>課税価格又は相続税額の申告、更正又は決定があった後、法第13条及び第14条の規定により控除すべき公租公課に異動が生じたときは、当該課税価格及び相続税額について、更正を要するのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第14条((控除すべき債務))関係</p> <p><u>(固定資産税、市町村民税等)</u></p> <p>14 2 <u>道府県民税、固定資産税及び市町村民税のように地方税法(昭和25年法律第226号)に賦課期日の定めのある地方税については、当該賦課期日において納税義務が確定したのものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(相続開始前の事実について被相続人に課せられるべき地方税)</u></p> <p>14 3 <u>相続開始前の事実について当該相続の被相続人に課せられるべき地方税、例えば被相続人が取得した不動産に対する不動産取得税、被相続人の行っていた事業に対する事業税等は、法第13条第1項第1号に掲げる被相続人の債務で相続開始の際現に存する債務に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(公租公課の異動の場合)</p> <p>14 4 <u>課税価格又は相続税額の申告、更正又は決定があった後、法第13条及び第14条の規定により控除すべき公租公課(相続人の責に帰すべき事由により納付し、又は徴収されたことになった延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当す</u></p>

改正後	改正前
<p>(保証債務及び連帯債務)</p> <p>14_3 保証債務及び連帯債務については、次に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 連帯債務については、連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、当該負担金額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある者(以下14_3において「弁済不能者」という。)があり、かつ、求償して弁済を受ける見込みがなく、当該弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならないと認められる部分の金額も当該債務控除を受けようとする者の負担部分として控除すること。</p> <p>(消滅時効の完成した債務)</p> <p>14_4 (省略)</p> <p>(相続時精算課税適用者の死亡により承継した相続税の納税に係る義務の債務控除)</p> <p>14_5 特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡したことから法第21条の17の規定により当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含み、当該特定贈与者を除く。以下14_5において同じ。)が当該相続時精算課税適用者の有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利若しくは義務を承継した場合において、又は贈与者の死亡前に相続時精算課税選択届出書を提出しないで受贈者が死亡したことから法第21条の18の規定により当該受贈者の相続人(包括受遺者を含み、当該贈与者を除く。以下14_5において同じ。)が当該受贈者の有することとなる相続時精算課税の適用を受けることに伴う納税に係る権利若しくは義務を承継した場合において、その承継した納税に係る義務は、当該相続時精算課税適用者又は当該受贈者の死亡に係る当該相続時精算課税適用者の相続人又は当該受贈者の相続人の相続税の課税価格の計算上、債務控除の対象とすることはできないことに留意する。</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除))関係</p> <p>(被相続人である特定贈与者よりも先に相続時精算課税適用者が死亡している場合の相続人の数)</p> <p>15_7 特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した</p>	<p>る税額を除く。)に異動が生じたときは、当該課税価格及び相続税額について、更正を要するのであるから留意する。</p> <p>(保証債務及び連帯債務)</p> <p>14_5 保証債務及び連帯債務については、次に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 連帯債務については、連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、当該負担金額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある者(以下14_5において「弁済不能者」という。)があり、かつ、求償して弁済を受ける見込みがなく、当該弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならないと認められる部分の金額も当該債務控除を受けようとする者の負担部分として控除すること。</p> <p>(消滅時効の完成した債務)</p> <p>14_6 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条((遺産に係る基礎控除))関係</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ことから、法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の適用を受けたことに伴う納税に係る権利又は義務について承継があった場合において、当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者である被相続人の死亡に係る相続税額を計算するときは、法第15条第1項に規定する相続人の数には、当該相続時精算課税適用者は算入されないものであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者の有していた相続時精算課税の適用を受けたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した者については、当該被相続人の相続人である場合(法第15条第2項かつこ書き及び第63条に該当する場合を除く。)に限り、法第15条第1項に規定する相続人の数に算入されることに留意する。</u></p> <p>第16条((相続税の総額))関係 (課税価格の端数計算)</p> <p>16 2 <u>相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)によつて財産を取得した者の相続税の課税価格(法第19条及び第21条の15の規定の適用がある場合には、<u>これらの規定による加算後の相続税の課税価格</u>)を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるのであるから留意する。</u></p> <p>第18条((相続税額の加算))関係 (遺贈により財産を取得した一親等の血族)</p> <p>18 1 <u>相続の放棄をした者又は欠格若しくは廃除の事由により相続権を失つた者が遺贈により財産を取得した場合において、その者が当該遺贈に係る被相続人の<u>一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)</u>であるときは、その者については、法第18条の相続税額の加算の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(特定贈与者よりも先に死亡した相続時精算課税適用者が一親等の血族であるかどうかの判定時期)</u></p> <p>18 2 <u>法第18条第1項の規定に該当するかどうかは、被相続人の死亡の時の状況により判定するのであるが、特定贈与者の死亡に係る当該特定贈与者よりも先に死亡した相続時精算課税適用者の相続税額の計算において、当該相続時精算課税適用者が法第18条第1項に規定する被相続人の一親等の血族であるかどうかは、当該相続時精算課税適用者が</u></p>	<p>第16条((相続税の総額))関係 (課税価格の端数計算)</p> <p>16 2 <u>相続又は遺贈によつて財産を取得した者の相続税の課税価格(法第19条の規定の適用がある場合には、<u>同条の規定により相続税の課税価格とみなされる金額</u>)を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるのであるから留意する。</u></p> <p>第18条((相続税額の加算))関係 (遺贈により財産を取得した一親等の血族)</p> <p>18 1 <u>相続の放棄をした者又は欠格若しくは廃除の事由により相続権を失つた者が遺贈により財産を取得した場合において、その者が当該遺贈に係る被相続人の<u>一親等の血族</u>であるときは、その者については、法第18条の相続税額の加算の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>死亡した時の状況により判定するものとする。</u></p> <p><u>(注) 当該特定贈与者と当該相続時精算課税適用者が離縁している場合などにおいて、当該相続時精算課税適用者が同項に規定する被相続人の一親等の血族であるかどうかの判定は、上記により行うのであるが、同項の規定による相続税額の加算の対象とならない部分の金額については、18 5により計算することに留意する。</u></p> <p>(養子、養親の場合)</p> <p><u>18 3 養子又は養親が相続又は遺贈により被相続人たる養親又は養子の財産を取得した場合においては、これらの者は被相続人の一親等の法定血族であるので、これらの者については法第18条の相続税額の加算の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p><u>ただし、被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となっている場合(当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人になっている場合を除く。)の当該直系卑属については、相続税額の加算の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(相続時精算課税適用者について一親等の血族とする場合)</u></p> <p><u>18 4 法第21条の15第2項及び第21条の16第2項の規定により第18条の規定を読み替えて適用する場合の「被相続人の一親等の血族」には、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含むものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(相続税額の加算の対象とならない相続税額)</u></p> <p><u>18 5 相続時精算課税選択届出書の提出後に特定贈与者と相続時精算課税適用者が離縁した場合など、相続開始の時ににおいて法第18条第1項に規定する被相続人の一親等の血族に該当しないことから同項の規定により相続税額が加算される相続時精算課税適用者の相続税額のうち、法第21条の15第2項又は第21条の16第2項の規定により当該加算の対象とされないこととなる部分の金額の算出方法を算式で示せば次のとおりである。</u></p> $A \times \frac{C}{B}$ <p><u>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</u></p> <p><u>Aは、当該相続時精算課税適用者に係る法第17条の規定により算出した相続税額</u></p> <p><u>Bは、当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者の死亡に係る相続税の法第</u></p>	<p>(養子、養親の場合)</p> <p><u>18 2 養子又は養親が相続又は遺贈により被相続人たる養親又は養子の財産を取得した場合においては、これらの者は被相続人の一親等の法定血族であるので、これらの者については法第18条の相続税額の加算の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>21条の15第2項又は第21条の16第2項の規定により読み替えて適用される法第19条及び第21条の14から第21条の18までの規定により計算された課税価格に算入された財産の価額</u></p> <p><u>Cは、当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税の適用を受ける財産で特定贈与者の一親等の血族(法第18条第1項に規定する一親等の血族に限る。)であった期間内に当該特定贈与者から取得したものの当該取得の時の価額</u></p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係 (贈与により取得した財産の価額)</p> <p>19 1 <u>法第19条第1項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額は、当該財産に係る贈与の時ににおける価額によるのであるから留意する。</u></p> <p>(相続の放棄等をした者が当該相続の開始前3年以内に贈与を受けた財産)</p> <p>19 3 <u>相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者(当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除く。)</u>が当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合においては、その者については、法第19条の規定の適用がないのであるから留意する。</p> <p><u>なお、当該相続時精算課税適用者については、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(相続の開始前3年以内に被相続人からの贈与により国外財産を取得している場合)</p> <p>19 4 <u>贈与税の制限納税義務者が贈与により法施行地外にある財産を取得した場合には当該財産の価額は贈与税の課税価格に算入されないのであるから、当該贈与をした者の相続の開始に係る相続税の課税価格の計算において当該財産の価額は、当該贈与を受けた者が当該相続の開始した時に相続税の無制限納税義務者に該当する場合であっても、法第19条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>(債務の通算)</p> <p>19 5 法第19条の規定により相続開始前3年以内に贈与によつて取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは法第13条第1項又は第2項に規定する控除はしないのであるから留意する。</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p>	<p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係 (贈与により取得した財産の価額)</p> <p>19 1 <u>法第19条に規定する「当該贈与により取得した財産の価額」は、その財産の贈与により取得した時ににおける時価により評価した価額をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(相続の放棄等をした者が当該相続の開始前3年以内に贈与を受けた財産)</p> <p>19 3 <u>相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合においては、その者については、法第19条の規定の適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(債務の通算)</p> <p>19 4 法第19条の規定により相続開始前3年以内に贈与によつて取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは<u>債務控除</u>はしないのであるから留意する。</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p>

改正後

19_6 法第19条に規定する「課せられた贈与税」には、相続開始前3年以内の贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなつた贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。

(相続税額から控除する贈与税額の計算)

19_7 法第19条の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。

$$A \times \frac{C}{B}$$

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、その年分の贈与税額(法第21条の13の規定により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与税額を除く。)

Bは、その年分の贈与税の課税価格(法第19条第1項に規定する特定贈与財産(以下21の6 3までにおいて「特定贈与財産」という。)及び第21条の10の規定により計算される課税価格がある場合には、その価額を控除した後の課税価格)

Cは、その年分の贈与財産の価額の合計額のうち法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額

(贈与税の配偶者控除の適用順序)

19_8 被相続人の配偶者が、当該被相続人から相続開始の日の属する年の3年前の年に2回以上にわたつて法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる居住用不動産又は居住用不動産の取得のための金銭(以下19_8において「居住用不動産等」という。)の贈与を受け、当該年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けている場合で、当該贈与により取得した居住用不動産等の価額の合計額が贈与税の配偶者控除を受けることができる金額を超え、かつ、当該贈与に係る居住用不動産等のうちに相続開始前3年以内の贈与に該当するものと該当しないものがあるときにおける法第19条の規定の適用に当たつては、法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除は、まず、相続税の課税価格の計算上、相続開始前3年以内の贈与に該当する居住用不動産等から適用されたものとして取り扱うものとする。

(相続開始の年の特定贈与財産に対する贈与税の課税)

19_9 (省略)

改正前

19_5 法第19条に規定する「課せられた贈与税」には、相続開始前3年以内の贈与財産に対して課されるべき贈与税(通則法第70条の規定による更正又は決定をすることができなくなつた贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。

(相続税額から控除する贈与税額の計算)

19_6 法第19条の規定の適用がある者の相続税額から控除する贈与税額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。

$$A \times \frac{C}{B}$$

(注) 算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、その年分の贈与税額

Bは、その年分の贈与税の課税価格(法第19条第1項に規定する特定贈与財産(以下21の6 3までにおいて「特定贈与財産」という。)がある場合には、その価額を控除した後の課税価格)

Cは、その年分の贈与財産の価額の合計額のうち法第19条の規定により相続税の課税価格に加算された部分の金額

(贈与税の配偶者控除の適用順序)

19_7 被相続人の配偶者が、当該被相続人から相続開始の日の属する年の3年前の年に2回以上にわたつて法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除の適用を受けることができる居住用不動産又は居住用不動産の取得のための金銭(以下19_7において「居住用不動産等」という。)の贈与を受け、当該年分の贈与税につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けている場合で、当該贈与により取得した居住用不動産等の価額の合計額が贈与税の配偶者控除を受けることができる金額を超え、かつ、当該贈与に係る居住用不動産等のうちに相続開始前3年以内の贈与に該当するものと該当しないものがあるときにおける法第19条の規定の適用に当たつては、法第21条の6第1項の規定による贈与税の配偶者控除は、まず、相続税の課税価格の計算上、相続開始前3年以内の贈与に該当する居住用不動産等から適用されたものとして取り扱うものとする。

(相続開始の年の特定贈与財産に対する贈与税の課税)

19_8 (同左)

改正後	改正前
<p>(店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定)</p> <p>19 10 (省略)</p> <p>(相続時精算課税適用者に対する法第19条の規定の適用)</p> <p>19 11 <u>相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産については法第19条の規定の適用はないが、当該特定贈与者に係る相続の開始前3年以内で、かつ、相続時精算課税の適用を受ける年分前に当該相続時精算課税適用者が、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した財産(年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を含む。)については、同条第1項の規定により当該財産の価額を相続税の課税価格に加算することとなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>また、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者であっても、その者が当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者であり、かつ、当該被相続人から相続開始前3年以内に贈与により取得した財産(相続時精算課税の適用を受ける財産を除く。)がある場合においては、その者については、同条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減)関係)</p> <p>(相続税額の軽減の対象となる配偶者の範囲)</p> <p>19の2 1 <u>法第19条の2の配偶者に対する相続税額の軽減の規定は、財産の取得者が無制限納税義務者又は制限納税義務者のいずれに該当する場合であっても適用があるのであるから留意する。</u></p> <p>(内縁関係にある者)</p> <p>19の2 2 <u>法第19条の2第1項に規定する配偶者は、婚姻の届出をした者に限るものとする。したがって、事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつても婚姻の届出をしていないいわゆる内縁関係にある者は、当該配偶者には該当しないのであるから留意する。</u></p> <p>(配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2 7 法第19条の2第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続</p>	<p>(店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定)</p> <p>19 9 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減)関係)</p> <p>(制限納税義務者である配偶者に対する相続税額の軽減)</p> <p>19の2 1 法第19条の2の配偶者に対する相続税額の軽減の規定は、財産の取得者が<u>制限納税義務者である場合においても適用があるのであるから留意する。</u></p> <p>(内縁関係にある者)</p> <p>19の2 2 配偶者は、婚姻の届出をした者に限るものとする。したがって、事実上婚姻関係と同様の事情にある者であつても婚姻の届出をしていないいわゆる内縁関係にある者は、<u>含まない</u>のであるから留意する。</p> <p>(配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2 7 法第19条の2第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の総額に、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額が当該相続</p>

改正後

又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち
占める割合を乗じて算出した金額」の計算は、次の算式の順により計算するものとする。

なお、「当該相続又は遺贈により財産を取得したすべての者」には、当該被相続人に係
る法第1条の3各号に該当するすべての者が含まれることに留意する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈} \\ \text{により財産を取得} \\ \text{したすべての者に} \\ \text{係る相続税の総額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{法第19条の2第1項} \\ \text{第2号イ又はロに掲} \\ \text{げる金額のうちい} \\ \text{ずれか少ない金額} \end{array} \right) = A$$

$$A \div \left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈により財産を取得したすべ} \\ \text{ての者に係る相続税の課税価格の合計額} \end{array} \right)$$

(財産の分割の協議に関する書類)

19の2 17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1
条の4第3項第1号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共
同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事
項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証
明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が無能力者
である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該
代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから
留意する。

(その他の財産の取得の状況を証する書類)

19の2 18 法施行規則第1条の4第3項第1号に規定する「その他の財産の取得の状況を証す
る書類」には、その財産が調停又は審判により分割されているものである場合には、そ
の調停の調書又は審判書の謄本、その財産が法の規定により相続又は遺贈により取得し
たものとみなされるものである場合には、その財産の支払通知書等その財産の取得を証
する書類が含まれるのであるから留意する。

(「相続税の納税義務者」の意義)

19の2 20 法第19条の2第5項に規定する相続税の納税義務者とは、当該相続に係る被相続
人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時
精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。19の2 - 21において同じ。)により財産

改正前

又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち
占める割合を乗じて算出した金額」の計算は、次の算式の順により計算するものとする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈} \\ \text{により財産を取得} \\ \text{したすべての者に} \\ \text{係る相続税の総額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{法第19条の2第1項} \\ \text{第2号イ又はロに掲} \\ \text{げる金額のうちい} \\ \text{ずれか少ない金額} \end{array} \right) = A$$

$$A \div \left(\begin{array}{l} \text{当該相続又は遺贈により財産を取得したすべ} \\ \text{ての者に係る相続税の課税価格の合計額} \end{array} \right)$$

(財産の分割の協議に関する書類)

19の2 17 相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。)第1
条の3第3項第2号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共
同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事
項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証
明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が無能力者
である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該
代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから
留意する。

(その他の財産の取得の状況を証する書類)

19の2 18 法施行規則第1条の3第3項第2号に規定する「その他の財産の取得の状況を証す
る書類」には、その財産が調停又は審判により分割されているものである場合には、そ
の調停の調書又は審判書の謄本、その財産が法の規定により相続又は遺贈により取得し
たものとみなされるものである場合には、その財産の支払通知書等その財産の取得を証
する書類が含まれるのであるから留意する。

(「相続税の納税義務者」の意義)

19の2 20 法第19条の2第5項に規定する相続税の納税義務者とは、当該相続に係る被相続
人から相続又は遺贈により財産を取得した者で、法第1条各号に掲げる者に該当するす
べてのものをいい、当該被相続人の配偶者に限られないのであるから留意する。

改正後	改正前
<p>を取得した者で、<u>法第1条の3各号に掲げる者に該当するすべてのものをいい、当該被相続人の配偶者に限られないのであるから留意する。</u></p> <p>第19条の3((未成年者控除))関係 (未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除)</p> <p>19の3 4 <u>相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)</u>が当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、20歳未満の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。</p> <p>(法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義)</p> <p>19の3 5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、<u>相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)</u>が当該相続の前に開始した相続(当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3 5において同じ。)によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(<u>死亡している相続時精算課税適用者からの未成年者控除</u>)</p> <p>19の3 6 <u>被相続人である特定贈与者よりも先に相続が開始した相続時精算課税適用者については、法第19条の3第2項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (一般障害者の範囲)</p> <p>19の4 1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下19の4 3までにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。)に障害等級が2級又は3級である者として記載されている者</u></p>	<p>第19条の3((未成年者控除))関係 (未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除)</p> <p>19の3 4 <u>相続又は遺贈により財産を取得した者が</u>当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、20歳未満の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。</p> <p>(法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義)</p> <p>19の3 5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、<u>相続又は遺贈により財産を取得した者が</u>当該相続の前に開始した相続(当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3 5において同じ。)によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条の4((障害者控除))関係 (一般障害者の範囲)</p> <p>19の4 1 法施行令第4条の4第4項に規定する「一般障害者」とは、次に掲げる者をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(以下19の4 3までにおいて「精神障害者保健福祉手帳」という。)に障害等級が2級又は3級である者として記載されて</u></p>

改正後	改正前
<p>(3)、(4) (省略)</p> <p>(5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の4第2項各号に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。)の認定を受けている者</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(障害者控除額の計算例)</p> <p>19の4 4 相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した特別障害者が、当該相続の開始前に開始した相続の時に一般障害者として法第19条の4第1項の規定により障害者控除を受けていた場合において、同条第3項において準用する法第19条の3第3項の規定により、今回控除を受けることができる金額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> $\{12万円 \times (70 - Y) + 6万円 \times (Y - X)\} - A$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Xは、初めて障害者控除の規定の適用を受ける一般障害者の当該相続(以下この(注)において、「前の相続」という。)開始時の年齢</p> <p>Yは、前の相続に係る相続税額の計算上障害者控除の規定の適用を受けた者の今回の相続開始時の年齢</p> <p>Aは、前の相続に係る相続税額の計算上控除を受けた障害者控除額</p> <p>(死亡している相続時精算課税適用者の障害者控除)</p> <p>19の4 6 被相続人である特定贈与者よりも先に相続が開始した相続時精算課税適用者については、法第19条の4第1項及び同条第3項の規定により準用される法第19条の3第2項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>第20条((相次相続控除)関係)</p> <p>(「相続税の課税価格に算入される部分」等の意義)</p> <p>20 2 法第20条第1号及び第2号に規定する「相続税の課税価格に算入される部分」及び「相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分」とは、債務控除をした後の金額をいうも</p>	<p>いる者</p> <p>(3)、(4) (同左)</p> <p>(5) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者のうち、精神又は身体の障害の程度が(1)又は(3)に準ずる者として市町村長又は特別区の区長(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の4第2項各号(介護の措置等の実施者)に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。以下「市町村長等」という。)の認定を受けている者</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(障害者控除額の計算例)</p> <p>19の4 4 相続(遺贈を含む。以下19の4 4において同じ。)により財産を取得した特別障害者が、当該相続の開始前に開始した相続の時に一般障害者として法第19条の4第1項の規定により障害者控除を受けていた場合において、同条第3項において準用する法第19条の3第3項の規定により、今回控除を受けることができる金額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> $\{12万円 \times (70 - Y) + 6万円 \times (Y - X)\} - A$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Xは、初めて障害者控除の規定の適用を受ける一般障害者の当該相続(以下この(注)において、「前の相続」という。)開始時の年齢</p> <p>Yは、前の相続に係る相続税額の計算上障害者控除の規定の適用を受けた者の今回の相続開始時の年齢</p> <p>Aは、前の相続に係る相続税額の計算上控除を受けた障害者控除額</p> <p>(新設)</p> <p>第20条((相次相続控除)関係)</p> <p>(「相続税の課税価格に算入される部分」等の意義)</p> <p>20 2 法第20条第1項第1号及び第2号に規定する「相続税の課税価格に算入される部分」及び「相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分」とは、債務控除をした後の金額をい</p>

改正後	改正前
<p>のとする。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>20 3 法第20条に規定する相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりであるから留意する。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left(\text{求めた割合が } \frac{100}{100} \text{ を超えるときは、 } \frac{100}{100} \right) \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した<u>財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>につき課せられた相続税額</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した<u>財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した<u>財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した<u>財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数(1年未満の端数は切捨て)</p> <p>(削除)</p> <p>(第2次相続に係る被相続人の範囲)</p> <p>20 4 法第20条の規定は、第2次相続に係る被相続人がその相続の開始前10年以内に開始した相続(被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。)によつて取得した<u>財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるも</u></p>	<p>うものとする。</p> <p>(相次相続控除の算式)</p> <p>20 3 法第20条第1項に規定する相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりであるから留意する。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left(\text{求めた割合が } \frac{100}{100} \text{ を超えるときは、 } \frac{100}{100} \right) \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した<u>財産</u>につき課せられた相続税額</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した<u>財産</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した<u>財産</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した<u>財産</u>の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数(1年未満の端数は切捨て)</p> <p>(第1次相続の税額に異動が生じた場合)</p> <p>20 4 <u>第2次相続に係る相続税の申告書の提出期限後において、法第32条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事由により第1次相続の相続税額に異動を生じたときは、法第20条第1項の規定による控除額を修正し、第2次相続に係る納付税額を更正することに取扱うものとする。</u></p> <p>(第2次相続に係る被相続人の範囲)</p> <p>20 5 法第20条第1項の規定は、第2次相続に係る被相続人がその相続の開始前10年以内に開始した相続(被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。)によつて取得した<u>財産</u>につき課せられた相続税額について適用があるのであつて、第2次相続に係る被相続人の</p>

改正後	改正前
<p><u>のを含む。]</u>につき課せられた相続税額について適用があるのであつて、第2次相続に係る被相続人の被相続人が納付した相続税額については適用がないのであるから留意する。</p> <p>第20条の2((在外財産に対する相続税額の控除))関係 (邦貨換算)</p> <p>20の2 1 法第20条の2の規定による控除税額は、法施行地外にある財産について、その地の法令により課された相続税に相当する税額を、その納付すべき日における対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額によるものとする。ただし、送金が著しく遅延して行われる場合を除き、国内から送金する日の対顧客直物電信売相場によることができるものとする。</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>20の2 2 法第20条の2に規定する「当該財産の価額」とは同条に規定する相続又は遺贈により取得した法施行地外にある財産の価額の合計額から当該財産に係る債務の金額を控除した額をいい、「課税価格計算の基礎に算入された部分」とは債務控除をした後の金額をいうものとする。</p> <p>(「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」の意義)</p> <p>20の2 3 法第20条の2に規定する「当該相続又は遺贈により取得した財産の価額」には、被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を含むものとして取り扱うものとする。</p> <p>(相続税の税額控除等の順序)</p> <p>20の2 4 法第19条から第20条の2までの規定による相続税の税額控除等の順序は、次によるものであるから留意する。</p> <p>(1) 法第19条第1項の規定により控除される贈与税額控除</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p><u>(注) 先順位の税額控除をして、相続税額が零となる場合又は当該税額控除の金額が控除しきれない場合は、後順位の税額控除をすることなく、その者の納付すべき相続税額はなしものとなる。</u></p> <p>第2節 贈与税</p>	<p>被相続人が納付した相続税額については適用がないのであるから留意する。</p> <p>第21条((在外財産に対する相続税額の控除))関係 (邦貨換算)</p> <p>21 1 法第21条の規定による控除税額は、法施行地外にある財産について、その地の法令により課された相続税に相当する税額を、その納付すべき日における対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額によるものとする。ただし、送金が著しく遅延して行われる場合を除き、国内から送金する日の対顧客直物電信売相場によることができるものとする。</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21 2 法第21条に規定する「当該財産の価額」とは同条に規定する相続又は遺贈により取得した法施行地外にある財産の価額の合計額から当該財産に係る債務の金額を控除した額をいい、「課税価格計算の基礎に算入された部分」とは債務控除をした後の金額をいうものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(相続税の税額控除等の順序)</p> <p>21 3 法第19条から第21条までの規定による相続税の税額控除等の順序は、次によるものであるから留意する。</p> <p>(1) 贈与税額控除</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>第2節 贈与税</p>

改正後	改正前
<p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係 (納税義務の範囲)</p> <p>21の2 1 <u>法第1条の4の各号のいずれに該当するかは、贈与によつて財産を取得した時ごとに定まるのであるから留意する。</u></p> <p>(相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2 3 <u>相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合の贈与税の課税価格は、法第21条の5から第21条の7までの規定(以下「暦年課税」という。)の適用を受けるもの又は相続時精算課税の適用を受けるもののいずれであるかに応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>暦年課税</u> 法第21条の2第4項の規定は適用されず、当該贈与により取得した財産の価額は、<u>贈与税の課税価格に算入される。</u></p> <p>(2) <u>相続時精算課税</u> 法第21条の10の規定により、当該贈与により取得した財産の価額は、<u>贈与税の課税価格に算入されるが、法第28条第4項の規定により贈与税の申告書の提出を要しない。この場合、当該財産の価額について贈与税の更正又は決定は行わないのであるから留意する。</u></p> <p>(注) <u>相続開始の年において当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者で当該贈与を受けた年より前の年に当該被相続人からの贈与により取得した財産について相続時精算課税選択届出書を提出していないものが、当該財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、相続時精算課税選択届出書を提出しなければならないのであるから留意する。</u></p> <p>(贈与税の課税価格の端数処理)</p> <p>21の2 5 <u>贈与によつて財産を取得した者の贈与税の課税価格を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときのその端数又はその全額の取扱いは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>暦年課税における贈与税の課税価格</u> その年中において贈与により取得した財産のうち暦年課税の適用を受けるものの</p>	<p>第21条の2((贈与税の課税価格))関係 (納税義務の範囲)</p> <p>21の2 1 <u>法第1条の2の各号のいずれに該当するかは、贈与によつて財産を取得した時ごとに定まるのであるから留意する。</u></p> <p>(相続を放棄した者の贈与税の課税価格)</p> <p>21の2 3 <u>相続開始の年において、当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得しなかつた場合には、法第21条の2第4項の規定は適用されないで、当該贈与により取得した財産の価額は、贈与税の課税価格に算入されるのであるから留意する。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>価額を合計した額について、その額の1,000円未満の端数金額又はその全額が1,000円未満であるときのその全額を切り捨てる。</u></p> <p>(2) <u>相続時精算課税における贈与税の課税価格</u> <u>その年中において贈与により取得した財産のうち相続時精算課税の適用を受けるものについて、特定贈与者ごとにその価額を合計した額について、それぞれの額の1,000円未満の端数金額又はそれぞれの全額が1,000円未満であるときのその1,000円未満であるものの全額を切り捨てる。</u></p> <p>(注) <u>上記により端数処理を行うときの贈与税の課税価格は、法第21条の6第1項、第21条の12第1項、措置法第70条の2第1項及び第70条の3の2第1項の規定による控除後の額であることに留意する。</u></p> <p>第21条の3((贈与税の非課税財産)関係) 〔扶養義務者からの生活費等関係〕</p> <p>(削除)</p> <p>(「生活費」の意義) <u>21の3 3 (省略)</u></p> <p>(「教育費」の意義) <u>21の3 4 (省略)</u></p> <p>(生活費及び教育費の取扱い) <u>21の3 5 (省略)</u></p> <p>(生活費等で通常必要と認められるもの) <u>21の3 6 (省略)</u></p> <p>(生活費等に充てるために財産の名義変更があつた場合) <u>21の3 7 (省略)</u></p> <p>〔選挙費用等関係〕</p>	<p>第21条の3((贈与税の非課税財産)関係) 〔扶養義務者からの生活費等関係〕 <u>(扶養義務者の取扱いの準用)</u></p> <p><u>21の3 3 法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者」については、7 6の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p>(「生活費」の意義) <u>21の3 4 (同左)</u></p> <p>(「教育費」の意義) <u>21の3 5 (同左)</u></p> <p>(生活費及び教育費の取扱い) <u>21の3 6 (同左)</u></p> <p>(生活費等で通常必要と認められるもの) <u>21の3 7 (同左)</u></p> <p>(生活費等に充てるために財産の名義変更があつた場合) <u>21の3 8 (同左)</u></p> <p>〔選挙費用等関係〕</p>

改正後	改正前
<p>(選挙費用等の取扱い)</p> <p>21の3 8 選挙費用等については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>政治資金規正法(昭和23年法律第194号)の適用を受ける政党(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第4条の規定により法人格が付与されたものを除く。以下21の3 8において同じ。)、政治資金団体その他の政治団体が政治資金として金銭、物品その他の財産上の利益を取得した場合</u></p> <p>イ 個人からの贈与によつて取得した金銭、物品その他の財産上の利益については、<u>その政党、政治資金団体その他の政治団体が法第21条の3第1項第3号の公益を目的とする事業を行う者に該当し、かつ、その取得した財産を政治資金に供することが</u> 確実であるときは、課税価格に算入しないこと。</p> <p>ロ (省略)</p>	<p>(選挙費用等の取扱い)</p> <p>21の3 9 選挙費用等については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>政治資金規正法(昭和23年法律第194号)の適用を受ける政党、協会その他の団体が</u> 政治資金として金銭、物品その他の財産上の利益を取得した場合</p> <p>イ 個人からの贈与によつて取得した金銭、物品その他の財産上の利益については、<u>その政党、協会その他の団体が法第21条の3第1項第3号の公益を目的とする事業を行う者に該当し、かつ、その取得した財産を政治資金に供することが</u> 確実であるときは、課税価格に算入しないこと。</p> <p>ロ (同左)</p>
<p>(社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い)</p>	<p>(社交上必要と認められる香典等の非課税の取扱い)</p>
<p>21の3 9 (省略)</p>	<p>21の3 10 (同左)</p>
<p><u>第21条の4((特別障害者に対する贈与税の非課税))関係</u> (非課税限度額)</p>	<p>(新設)</p>
<p>21の4 1 <u>法第21条の4第1項の規定により非課税とされる価額は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する特別障害者1人について6,000万円を限度とすることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第21条の7((贈与税の税率))関係</u> (贈与税額の端数処理)</p>	<p>(新設)</p>
<p>21の7 1 <u>その年において贈与により取得した財産に係る贈与税の税額を計算する場合において、暦年課税において計算された贈与税額と相続時精算課税において計算された贈与税額との合計額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係 (邦貨換算の取扱いの準用)</p> <p>21の8 1 法第21条の8の規定による控除税額を計算する場合におけるその地の法令により課された贈与税に相当する税の邦貨換算については、<u>20の2 1</u>の取扱いに準ずるものとする。</p>	<p>第21条の8((在外財産に対する贈与税額の控除))関係 (邦貨換算の取扱いの準用)</p> <p>21の8 1 法第21条の8の規定による控除税額を計算する場合におけるその地の法令により課された贈与税に相当する税の邦貨換算については、<u>21 1</u>の取扱いに準ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>税額控除の適用区分</u>)</p> <p>21の8 2 <u>法第21条の8の規定は、暦年課税又は相続時精算課税の別(相続時精算課税に係る特定贈与者が2以上ある場合には、さらに当該特定贈与者の別)にそれぞれ適用するものとする。</u></p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21の8 3 <u>法第21条の8に規定する「当該財産の価額」及び「課税価格に算入された財産の価額」とは、暦年課税においては贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額、相続時精算課税においては措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額及び法第21条の12第1項に規定する特別控除額の控除前の当該財産の価額をいうものとする。</u></p> <p><u>第3節 相続時精算課税</u></p> <p><u>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</u> (<u>推定相続人の判定</u>)</p> <p>21の9 1 <u>法第21条の9第1項に規定する「贈与をした者の推定相続人」とは、当該贈与をした日現在においてその贈与をした者の最先順位の相続権(代襲相続権を含む。)を有する者をいい、推定相続人であるかどうかの判定は、当該贈与の日において行うのであるから留意する。</u></p> <p>(「相続時精算課税選択届出書」の提出先等)</p> <p>21の9 2 <u>贈与者が贈与をした年の中途において死亡した場合において、当該贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるために受贈者が提出する相続時精算課税選択届出書は、当該贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出することになるが、当該相続時精算課税選択届出書の提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第28条第1項の規定による贈与税の申告書の提出期限までに当該贈与者の死亡に係る法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限が到来するとき 当該相続税の申告書の提出期限</u></p> <p>(注) <u>当該贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出する場合には、当該相続時精算課税選択届出書は、当該相続税の申告書に添付して提出しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(「当該財産の価額」等の意義)</p> <p>21の8 2 <u>法第21条の8に規定する「当該財産の価額」及び「課税価格に算入された財産の価額」とは、贈与税の配偶者控除及び贈与税の基礎控除前の当該財産の価額をいうものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (1)以外のとき <u>法第28条第1項の規定による贈与税の申告書の提出期限</u></p> <p><u>(提出期限後に「相続時精算課税選択届出書」が提出された場合)</u></p> <p>21の9 3 <u>贈与により財産を取得した者が当該財産について相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 提出期限までに相続時精算課税選択届出書が提出されなかった場合におけるうじょ規定は設けられていない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(年の中途において贈与者の推定相続人になった場合)</u></p> <p>21の9 4 <u>年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において65歳以上の者の推定相続人になったこと(その者の養子になった場合など)から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5(措置法第70条の2を含む。)の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第21条の12((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))関係</u></p> <p><u>(特別控除を適用する場合の申告要件)</u></p> <p>21の12 1 <u>法第21条の12第1項の規定は、贈与税の期限内申告書の提出がない限り、適用がないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 贈与税の期限内申告書の提出がなかった場合におけるうじょ規定は設けられていない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額))関係</u></p> <p><u>(相続税の課税価格への加算の対象となる財産)</u></p> <p>21の15 1 <u>法第21条の15第1項の規定による相続税の課税価格への加算の対象となる財産は、被相続人である特定贈与者からの贈与により取得した財産(相続時精算課税選択届出書の提出に係る財産の贈与を受けた年以後の年に贈与により取得した財産に限る(当該相続時精算課税選択届出書の提出に係る年の中途において特定贈与者の推定相続人となったときには、推定相続人となった時前に当該特定贈与者からの贈与により取得した財産を除く。))のうち、法第21条の3及び第21条の4に規定する非課税財産以外の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるすべてのものであり、贈与税が課されているかどうかを問わないのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>法第21条の12第1項に規定する相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額に相当する金額又は措置法第70条の3の2第2項に規定する住宅資金特別控除額に相当する金額についても法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されることに留意する。</u></p>	
<p>(相続時精算課税の適用を受ける財産の価額)</p> <p>21の15 2 <u>法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算される相続時精算課税の適用を受ける財産の価額は、相続開始時における当該財産の状態にかかわらず、当該財産に係る贈与の時における価額によるのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p>(「課せられた贈与税」の意義)</p> <p>21の15 3 <u>法第21条の15第3項に規定する「課せられた贈与税」には、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</u></p>	(新設)
<p>(贈与税相当額の控除の順序)</p> <p>21の15 4 <u>法第21条の15第3項の規定による贈与税の税額に相当する金額の控除は、20の2 4の(1)から(6)までに掲げる控除を順次行った後に相続税額の残額がある場合に当該残額(同項の注書きに該当する場合には零となる。)から控除するのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p>第21条の16((相続時精算課税に係る相続税額))関係</p>	(新設)
<p>(「課せられた贈与税」の意義等)</p> <p>21の16 1 <u>法第21条の16第4項に規定する「課せられた贈与税」については21の15 3、同項による贈与税の税額に相当する金額の控除の順序については21の15 4の取扱いに準ずるものとする。</u></p>	(新設)
<p>第21条の17((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係</p>	(新設)
<p>(承継される納税に係る権利又は義務)</p> <p>21の17 1 <u>相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。以下21の18 1までにおいて同じ。)が特定贈与者の死亡前に死亡した場合には、第21条の17第4</u></p>	(新設)

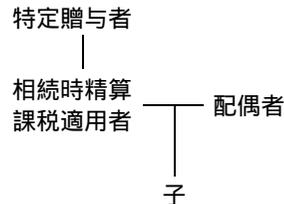
改正後

項の規定により、当該相続時精算課税適用者が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務(以下「相続時精算課税の適用に伴う権利義務」という。)は、当該相続人の相続人(以下21の17 1において「再承継相続人」という。)に承継されるが、再承継相続人が当該特定贈与者の死亡前に死亡した場合には、当該相続時精算課税の適用に伴う権利義務は当該再承継相続人の相続人には承継されず消滅することになるのであるから留意する。

(承継の割合)

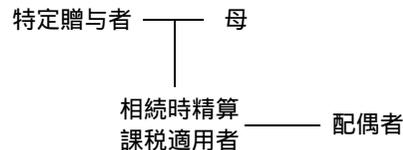
21の17 2 相続時精算課税適用者の相続人が2人以上あるときに各相続人が承継する相続時精算課税の適用に伴う権利義務の割合について、基本的な設例を基に示せば、次のとおりである。

設例 1



上記の場合において、特定贈与者の死亡前に相続時精算課税適用者が死亡したときには、配偶者及び子が相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継することになり、その割合は、配偶者と子がそれぞれ2分の1ずつとなる。

設例 2



上記の場合において、特定贈与者の死亡前に相続時精算課税適用者が死亡したときには、母及び配偶者が相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継することになり(特定贈与者には承継されない。)、その割合は、母が3分の1、配偶者が3分の2となる。

(相続人が特定贈与者のみである場合)

21の17 3 相続時精算課税適用者の相続人が特定贈与者のみである場合には、相続時精算

改正前

(新設)

(新設)

改正後	改正前
<p><u>課税の適用に伴う権利義務は当該特定贈与者及び当該相続時精算課税適用者の民法第889条の規定による後順位の相続人となる他の者には承継されないものであるから留意する。</u></p> <p><u>したがって、この場合には、当該特定贈与者の死亡に係る当該相続時精算課税適用者の相続税の申告は必要がないこととなる。</u></p> <p><u>(限定承認をした場合の承継)</u></p> <p><u>21の17 4 法第21条の17第2項は、特定贈与者の死亡に係る相続税額の計算において算出された相続時精算課税適用者の相続税額を当該相続時精算課税適用者の相続人が納付する場合のその限度額について規定しているものであり、当該相続時精算課税適用者に係る納付すべき相続税額の計算方法についての規定ではないことに留意する。</u></p> <p><u>第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))関係</u> <u>(相続人が特定贈与者のみである場合)</u></p> <p><u>21の18 1 贈与により財産を取得した者の相続人が当該贈与をした者のみである場合には、相続時精算課税選択届出書を提出することはできないのであるから留意する。</u></p> <p><u>(相続人が2人以上いる場合)</u></p> <p><u>21の18 2 法第21条の18第1項の規定による相続時精算課税選択届出書を提出しようとする相続人(贈与者を除く。以下21の18 2において同じ。)が2人以上いる場合の当該相続時精算課税選択届出書の提出は、一の相続時精算課税選択届出書に当該相続人全員が連署して行うのであるが、当該相続人のうち1人でも欠けた場合には、相続時精算課税の適用を受けることはできないのであるから留意する。</u></p> <p>第3章 財産の評価</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p><u>第26条((生命保険契約に関する権利の評価))関係</u> <u>(保険料の払込期日の到来していない部分)</u></p> <p><u>26 1 法第26条に規定する「その時までには保険料の払込期日の到来していない部分」の保険料の合計額は、前納保険料としてその全額に対して課税することになるのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>(<u>転換後契約に関する権利の評価</u>)</p> <p>26 2 いわゆる契約転換制度により生命保険契約を転換前契約から転換後契約に転換した場合においては、当該転換後契約に係る法第26条第1項本文に規定する「保険料の合計金額」及び「保険金額」については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>保険料の合計金額</u>」</p> <p>次に掲げる金額の合計額(転換後契約につき法施行令第4条の20第1項各号に掲げる場合に該当するときは、当該合計額を基として当該各号に掲げるところに準じて計算した金額)</p> <p>イ <u>転換時まで</u>に転換前契約に基づき払い込まれた保険料の額の合計額(法施行令第4条の20第1項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)</p> <p>(注) 5 7の取扱いにより転換前契約に係る契約者が法第5条第2項に規定する「返還金その他これに準ずるもの」を取得したものとすることとなる場合は、法施行令第4条の20第1項第3号に掲げる場合に該当するものとなるのであるから留意する。</p> <p>ロ <u>転換後契約に基づき</u>払い込まれた保険料の額の合計額</p> <p>(2) 「<u>保険金額</u>」</p> <p>転換後契約に係る保険金額(転換後契約につき法施行令第4条の20第2項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)</p>
(削除)	<p>(<u>養育年金付こども保険に係る生命保険契約に関する権利の評価</u>)</p> <p>26 3 3 15の(2)に掲げる生命保険契約に関する権利の評価に係る法第26条第1項本文に規定する「保険料の合計金額」及び「保険金額」については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>保険料の合計金額</u>」</p> <p>次の算式により計算した金額</p> $\begin{array}{r} \text{権利取得ま} \\ \text{での払込保} \\ \text{険料の合計} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{A} \\ \text{基本保険金} \\ \text{の合計額} \\ \text{(A)} \end{array} - \begin{array}{r} \text{Aのうち権利取得まで} \\ \text{に支払われた保険金の} \\ \text{額(C)} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{年金の受給権の} \\ \text{価額(B)} \end{array}}$ <p>(注)1 上記算式中の「A」は、一定の年齢に達するごとに支払われる保険金の合計額をいう(以下(2)において同じ。)</p> <p>2 上記算式中の「B」は、保険契約者の死亡により被保険者等が取得した年金</p>

改正後	改正前
<p>第26条((立木の評価))関係 (立木の評価の特例)</p> <p>26 1 法第26条の規定は、相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)によつて取得した立木の価額に限り適用があり、贈与又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)によつて取得した立木の価額には適用がないのであるから留意する。</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係 (相続税の申告書の提出義務者)</p> <p>27 1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、<u>相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下27 8までにおいて同じ。)</u>によつて財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、同条第3項及び同条第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。</p> <p>(相続税の申告書の記載事項)</p> <p>27 2 <u>法施行規則第13条第9号</u>に規定する「法以外の法律の規定による相続税額の控除」には、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律(昭和29年法律第194号)による未成年者控除及び障害者控除があるのであるから留意する。</p> <p>(「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27 4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日をいうのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日をいうものとして取り扱うものとする。</p>	<p><u>の受給権の価額をいう。</u></p> <p>(2) 「<u>保険金額</u>」 <u>(A - C)の金額</u></p> <p>第26条の2((立木の評価))関係 (立木の評価の特例)</p> <p>26の2 1 法第26条の2の規定は、相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)によつて取得した立木の価額に限り適用があり、贈与又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)によつて取得した立木の価額には適用がないのであるから留意する。</p> <p>第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係 (相続税の申告書の提出義務者)</p> <p>27 1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、<u>相続又は遺贈</u>によつて財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。</p> <p>(相続税の申告書の記載事項)</p> <p>27 2 <u>法施行令第5条第8号</u>に規定する「法以外の法律の規定による相続税額の控除」には、遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律(昭和29年法律第194号)による未成年者控除及び障害者控除があるのであるから留意する。</p> <p>(「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27 4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日をいうのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日をいうものとして取り扱うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、当該相続に係る被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者に係る「相続の開始があつたことを知った日」とは、次に掲げる日にかかわらず、当該特定贈与者が死亡したこと又は当該特定贈与者について民法第30条の規定による失そうの宣告に関する審判の確定のあつたことを知った日となるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) 民法第30条及び第31条の規定により失そうの宣告を受け死亡したものとみなされた者の相続人又は受贈者 これらの者が当該失そうの<u>宣告に関する審判の確定</u>のあつたことを知った日</p> <p>(2) 相続開始後において当該相続に係る相続人となるべき者について民法第30条の規定による失そうの宣告があり、その死亡したものとみなされた日が当該相続開始前であることにより相続人となった者 その者が当該失そうの<u>宣告に関する審判の確定</u>のあつたことを知った日</p> <p>(3) 民法第32条第1項の規定による失そう宣告の取消しがあつたことにより相続開始後において相続人となつた者 その者が当該失そうの<u>宣告の取消しに関する審判の確定</u>のあつたことを知った日</p> <p>(4)～(9) (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(申告期限の直前に認知等があつた場合の申告書の提出期限の延長)</p> <p>27 5 法第32条第2号から第4号まで若しくは法施行令第8条第1号若しくは第2号に掲げる事由又は27 4の(2)若しくは27 4の(6)に掲げる事由に該当する場合において、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限が当該事由が生じた日後1月以内に到来するときは、これらの事實は、昭和45年6月24日付徴管2-43ほか9課共同「国税通則法基本通達(徴収部関係)の制定について」通達(以下27 6において「通則法基本通達(徴収部関係)」という。)の「第11条関係」の「1(災害その他やむを得ない理由)の(3)」に該当するものとして、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限は、これらの者の申請に基づき、当該事由が生じたことを知った日から2月の範囲内で延長することができるものとする。</p> <p>また、相続税の申告書の提出期限前1月以内に法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額が確定した場合についても、これに準ずる。</p> <p>(有効な申告書としての取扱い)</p> <p>27 7 期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書に記載すべき事項のうちその一部につ</p>	<p>(1) 民法第30条及び第31条の規定により失そうの宣告を受け死亡したものとみなされた者の相続人又は受贈者 これらの者が当該失そうの<u>宣告</u>のあつたことを知った日</p> <p>(2) 相続開始後において当該相続に係る相続人となるべき者について民法第30条の規定による失そうの宣告があり、その死亡したものとみなされた日が当該相続開始前であることにより相続人となった者 その者が当該失そうの<u>宣告</u>のあつたことを知った日</p> <p>(3) 民法第32条第1項の規定による失そう宣告の取消しがあつたことにより相続開始後において相続人となつた者 その者が当該失そうの<u>宣告の取消し</u>のあつたことを知った日</p> <p>(4)～(9) (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(申告期限の直前に認知、<u>相続人の廃除の取消し等</u>があつた場合の申告書の提出期限の延長)</p> <p>27 5 法第32条第2号から第4号までに掲げる事由又は27 4の(2)若しくは27 4の(6)に掲げる事由に該当する場合において、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限が当該事由が生じた日後1月以内に到来するときは、これらの事實は、昭和45年6月24日付徴管2-43ほか9課共同「国税通則法基本通達(徴収部関係)の制定について」通達(以下27 6において「通則法基本通達(徴収部関係)」という。)の「第11条関係」の「1(災害その他やむを得ない理由)の(3)」に該当するものとして、当該相続人又は受遺者以外の者に係る相続税の申告書の提出期限は、これらの者の申請に基づき、当該事由が生じたことを知った日から2月の範囲内で延長することができるものとする。</p> <p>また、相続税の申告書の提出期限前1月以内に法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額が確定した場合についても、これに準ずる。</p> <p>(有効な申告書としての取扱い)</p> <p>27 7 期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書に記載すべき事項のうちその一部につ</p>

改正後	改正前
<p>いて記載のないものの提出があつた場合においても、財産の取得年月日、被相続人又は贈与をした者の氏名の記載がないもの等、その欠陥を税務署長が照会することにより補正することができる程度のものであるときは、その提出があつた日において申告書の提出があつたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>いて記載のないものの提出があつた場合においても、財産の取得年月日、被相続人又は贈与者の氏名の記載がないもの等、その欠陥を税務署長が照会することにより補正することができる程度のものであるときは、その提出があつた日において申告書の提出があつたものとして取り扱うものとする。</p>
<p>(還付を受けるための申告書の提出期限)</p>	
<p>27 8 法第27条第3項に規定する申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができるのであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(還付を受けるための申告に係る更正の請求)</p>	
<p>27 9 法第27条第3項に規定する申告書についても、通則法第23条の規定の適用があることに留意する。この場合において同条第1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」とあるのは、「当該申告書を提出した日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p>	<p>第30条((期限後申告の特則))関係</p>
<p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p>	<p>(法第30条の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p>
<p>30 1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第5号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p>	<p>30 1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第4号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、次に掲げる事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなったものに限られるのであるから留意する。</p>
<p>(1)、(2) (省略)</p>	<p>(1)、(2) (同左)</p>
<p>(3) 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。</p>	<p>(3) 遺留分による減殺の請求があつたこと。</p>
<p>(4) (省略)</p>	<p>(4) (同左)</p>
<p>(5) 相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があつたこと。</p>	
<p>(6) 民法第910条の規定による請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと。</p>	
<p>(7) 条件付又は期限付の遺贈について、条件が成就し、又は期限が到来したこと。</p>	
<p>(法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p>	
<p>30 2 贈与によって財産を取得した者で、法第28条第1項の規定による申告書の提出期限</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1号から第5号までに掲げる事由により相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなったため新たに納付すべき贈与税額があることとなったものについては、法第30条第2項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者は、30 1の(1)から(7)までに掲げるような事由により贈与税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき贈与税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</u></p> <p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p><u>30 3 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたことにより新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(決定通知書の送達中に期限後申告書の提出があつた場合)</p> <p><u>30 4 (省略)</u></p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係</p> <p>(削除)</p> <p>(死後認知があつた場合の更正の請求)</p> <p><u>32 3 被相続人の死亡後に民法第787条の規定による認知に関する裁判が確定し、その後同法第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定した場合の更正の請求は、当該認知の裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法第32条第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行い、その後、当該弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法施行令第8条第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行うこととなるのであるから留意する。</u></p>	<p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者の申告の取扱い)</p> <p><u>30 2 相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたこと又は法第3条第1項第2号に規定する退職手当金等の支給額の確定により新たに納付すべき相続税額があることとなった者が提出した申告書については、法第30条の規定による期限後申告書に該当するものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(決定通知書の送達中に期限後申告書の提出があつた場合)</p> <p><u>30 3 (同左)</u></p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係</p> <p><u>(停止条件付遺贈の条件が成就した場合の更正の請求)</u></p> <p><u>32 3 停止条件付遺贈に係る財産を相続人の課税価格に含めて相続税の課税が行われていた場合において、その条件が成就したことにより当該遺贈に係る財産が受遺者に帰属したときは、当該受遺者以外の者の当該遺贈財産の価額に対応する相続税額については、法第32条第1号の規定に準じて更正の請求ができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、民法第787条の規定による認知に関する裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に更正の請求が行われず、同法第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に、第32条第2号及び法施行令第8条第2号に規定する事由を併せて更正の請求があった場合には、いずれの事由についても更正の請求の期限内に請求があったものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>(「判決があったこと」の意義)</p> <p><u>32 4 法施行令第8条第1号に規定する「判決があったこと」とは、判決の確定をいい、19の2 11に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>第34条((連帯納付の義務))関係 (「相続又は遺贈により受けた利益の価額」の意義)</p> <p>34 1 法第34条第1項又は第2項に規定する「相続又は遺贈により受けた利益の価額」とは、<u>相続又は遺贈(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下34 3において同じ。)</u>により取得した財産の価額(法第12条第1項各号及び第21条の3第1項各号に掲げる課税価格計算の基礎に算入されない財産の価額を含む。)から法第13条の規定による債務控除の額並びに相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税額及び登録免許税額を控除した後の金額をいうものとする。</p> <p><u>第5章 更正及び決定</u></p> <p>第35条((更正及び決定の特則))関係 (法第35条第3項の適用対象者)</p> <p>35 1 <u>法第32条第1号から第5号までに掲げる事由による更正の請求に基づき更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者(当該被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。)</u>については、<u>法第35条第3項の規定の適用があるのであるから留意する。</u></p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納))関係</p>	<p>(新設)</p> <p>第34条((連帯納付の義務))関係 (「相続又は遺贈に<u>因り</u>受けた利益の価額」の意義)</p> <p>34 1 法第34条第1項又は第2項に規定する「相続又は遺贈に<u>因り</u>受けた利益の価額」とは、<u>相続又は遺贈により取得した財産の価額(法第12条第1項各号及び第21条の3第1項各号に掲げる課税価格計算の基礎に算入されない財産の価額を含む。)</u>から法第13条の規定による債務控除の額並びに相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税額及び登録免許税額を控除した後の金額をいうものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 延納及び物納</p> <p>第38条((延納))関係</p>

改正後	改正前
<p>(相続又は遺贈により取得した財産に含める贈与財産)</p> <p>38 3 法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産で法第21条の2第4項の規定の適用があるもののうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合においては、当該財産は、法第38条第1項に規定する「相続又は遺贈により取得した財産」に含むことに取り扱っても妨げないものとする。</p> <p><u>また、相続開始の年において、特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税の適用を受ける財産のうち不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合についても、これに準ずるものとする。</u></p> <p>第39条((延納の手續、許可及び変更))関係 (物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39 5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、<u>当該延納申請を許可する時まで</u>に、物納申請が却下若しくは取り下げられているとき又は納税猶予が認められないこととなっているときは、法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p> <p>第41条((物納))関係 (用益権の設定されている土地等)</p> <p>41 12 次に掲げる土地等について物納申請があった場合において、他に適当な財産があるときは、原則として、法第42条第2項ただし書の規定により物納財産の変更を求めるものとする。</p> <p>(1)、(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(相続又は遺贈により取得した財産に含める贈与財産)</p> <p>38 3 法第19条の規定により相続税の課税価格に加算される贈与財産で法第21条の2第4項の規定の適用があるもののうちに不動産、立木等法施行令第13条に規定する財産がある場合においては、当該財産は、法第38条第1項に規定する「相続又は遺贈により取得した財産」に含むことに取り扱つても妨げないものとする。</p> <p>第39条((延納の手續、許可及び変更))関係 (物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39 5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、<u>当該延納申請を許可するときまで</u>に、物納申請が却下若しくは取り下げられているとき又は納税猶予が認められないこととなっているときは、法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p> <p>第41条((物納))関係 (用益権の設定されている土地等)</p> <p>41 12 次に掲げる土地等について物納申請があった場合において、他に適当な財産があるときは、原則として、法第42条第2項ただし書の規定により物納財産の変更を求めるものとする。</p> <p>(1)、(2) (同左)</p> <p><u>(3) 賃借権者から受ける賃貸料が近傍類似の賃貸料を大幅に下回る財産。ただし、物納後において賃借人から国の定める貸付基準等に是正する旨の確認が得られるものを除く。</u></p> <p><u>(4) 賃貸料が相当期間(おおむね3か月以上)滞納されている財産</u></p> <p><u>(5) (同左)</u></p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項又は第2項に規定する土地区画整理事業をいう。)の施行地区内にある土地について、同法第98条の規定に基づく仮換地が指定されていない土地</u></p> <p>第42条((物納の手續及び許可))関係 (管理又は処分をするのに不適当な財産)</p> <p>42 2 法第42条第2項ただし書に規定する「管理又は処分をするのに不適当であると認める」財産とは、次に掲げるような財産をいうものとする。 ただし、許可の時までに次に掲げるような管理又は処分をするのに不適当とする事由が消滅(解除)されるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 有価証券 イ、ロ (省略)</p> <p>ハ 売却できる見込みのない有価証券 (注) 取引相場のない株式で次に掲げる場合は、「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>1 株式発行会社について、直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第110号)における同業種の直近2か年度の平均比率を超えていること、発行会社の直近2期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、発行会社の直近2期において配当可能利益(当期末処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経常内容等から収納を適当と認める場合。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(3) 不動産 イ (省略) ロ 売却できる見込みのない不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいう。</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 <u>土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)により都道府県知事から汚染区域として指定されている土地及び都道府県知事から土壤汚染状況の調査命令が出されている土地。ただし、汚染区域としての指定が解除された場合又は調査の結果、汚染状態が同法で定める基準に適合することの確認が得られる場合</u></p>	<p>(6) <u>土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づき多大な清算金を徴収される可能性がある土地。ただし、当該清算金の支払について、相続人においてすべて清算を行う旨の確認が得られるものを除く。</u></p> <p>第42条((物納の手續及び許可))関係 (管理又は処分をするのに不適当な財産)</p> <p>42 2 法第42条第2項ただし書に規定する「管理又は処分をするのに不適当であると認める」財産とは、次に掲げるような財産をいうものとする。 ただし、許可の時までに次に掲げるような管理又は処分をするのに不適当とする事由が消滅(解除)されるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 有価証券 イ、ロ (同左)</p> <p>ハ 売却できる見込みのない有価証券 (注) 取引相場のない株式で次に掲げる場合は、「売却できる見込みのない有価証券」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>1 株式発行会社について、直近2期における総資本経常利益率、売上高経常利益率及び総資本回転率のいずれか2つの指標が「法人企業統計調査」(指定統計第110号)における同業種の直近2ヶ年度の平均比率を超えていること、発行会社の直近2期における当期利益(税引後)がマイナスとなっていないこと、発行会社の直近2期において配当可能利益(当期末処分利益及びその他資本剰余金)があること、のいずれの要件も満たし、売払いが確実に見込まれるなど、経常内容等から収納を適当と認める場合。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(3) 不動産 イ (同左) ロ 売却できる見込みのない不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいう。</p> <p>1～5 (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>を除く。</u></p> <p>ハ～ワ (省略)</p> <p>カ 借地、借家契約の円滑な継続が困難な不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省略) 2 <u>賃貸料の滞納が発生している財産その他物納後において、用途等について円滑な契約の履行に著しい支障を及ぼすと見込まれるもの</u> 3 (省略) 4 <u>賃借人から物納後において国の定める貸付基準による賃貸料に是正する旨の確認が得られないもの</u> <p>(4) (省略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第49条((申告書の公示))関係 (公示を要する申告書)</p> <p>49 1 法第49条の規定によって公示を要する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる申告書であるから留意する。</p> <p>(1) 相続税の申告書の場合</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>期限内申告書及び期限後申告書並びに修正申告書に添付された法第27条第4項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時ににおける財産(当該被相続人が贈与をした財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が5億円を超える場合のこれらの申告書</u></p> <p>(2) 贈与税の申告書の場合</p> <p>課税価格が4,000万円を超える期限内申告書及び期限後申告書並びに修正後の課税価格が4,000万円を超える場合におけるその修正申告書</p> <p><u>(注) 贈与税の課税価格が4,000万円を超えるかどうかの判定は、暦年課税における課税価格と相続時精算課税における課税価格(法第21条の12及び措置法第70条の3の2の規定による特別控除前の金額)の合計額により行うのであるから留意する。</u></p>	<p>ハ～ワ (同左)</p> <p>カ 借地、借家契約の円滑な継続が困難な不動産 (注) 例えば、次に掲げるような不動産をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (同左) 2 <u>物納後においても、賃貸料の滞納の発生が見込まれるもの</u> 3 (同左) 4 <u>国の定める貸付基準による賃貸料での貸付が見込まれないもの</u> <p>(4) (同左)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第49条((申告書の公示))関係 (公示を要する申告書)</p> <p>49 1 法第49条の規定によって公示を要する申告書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる申告書であるから留意する。</p> <p>(1) 相続税の申告書の場合</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>期限内申告書及び期限後申告書並びに修正申告書に添付された法第27条第3項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時ににおける債務控除後の財産の価額が5億円を超える場合のこれらの申告書</u></p> <p>(2) 贈与税の申告書の場合</p> <p>課税価格が4,000万円を超える期限内申告書及び期限後申告書並びに修正後の課税価格が4,000万円を超える場合におけるその修正申告書</p>

改正後	改正前
<p>第49条の2(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)関係 (開示の請求をすることができる者)</p> <p>49の2 1 法第49条の2第1項の規定による開示の請求をすることができる者は、相続若しくは遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける財産を特定贈与者である被相続人からの贈与により取得した者であるが、次に掲げる者も開示の請求ができるのであるから留意する。</p> <p>(1) 相続税の申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡した場合において、<u>通則法第5条の規定により相続税の納付義務を承継した者</u></p> <p>(2) <u>法第21条の17第1項又は第21条の18第1項の規定により相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継した者</u></p> <p>第51条((延滞税の特則)関係 (法施行地に住所及び居所を有しなくなる者の延滞税の額の計算の起算日)</p> <p>51 2 法施行地に住所又は居所を有し、かつ、期限内申告書の提出義務がある者が、<u>通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をしないで、法施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、当該住所及び居所を有しないこととなる日までに相続税若しくは贈与税の申告書を提出しなかったとき又は相続税若しくは贈与税の納付をしなかったときの延滞税の額の計算の起算日は、住所及び居所を有しないこととなるために提出すべき当該申告書の提出期限の翌日であるから留意する。</u></p> <p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたことにより申告があった場合の延滞税)</p> <p>51 3 法第51条第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたため当該支払いを受けた買取額を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第5号までに規定する事由」とあるのは「<u>当該支払いを受けた事由</u>」と読み替えて取り扱うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第51条((延滞税の特則)関係 (法施行地に住所及び居所を有しなくなる者の延滞税の額の計算の起算日)</p> <p>51 2 法施行地に住所又は居所を有し、かつ、期限内申告書の提出義務がある者が、当該申告書の提出期限までに法施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合における延滞税の額の計算の起算日は、住所及び居所を有しないこととなるために提出すべき当該申告書の提出期限の翌日であるから留意する。</p> <p>(保険金請求権等の買取りに係る買取額の支払いを受けたこと又は退職手当金等の支給額の確定により申告があった場合の延滞税)</p> <p>51 3 法第51条第2項の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算の規定は、相続税の申告書の提出期限後において、保険業法第270条の6の10第3項に規定する「買取額」の支払いを受けたため当該支払いを受けた買取額又は退職手当金等の支給額の確定があったため当該支給額の確定により取得した退職手当金等を基礎として申告書の提出があった場合又は税務署長において更正若しくは決定をした場合において、当該申告書の提出により納付すべき相続税額又は更正若しくは決定に係る相続税の延滞税の額の計算の基礎となるべき日数の計算について準用することに取り扱うものとする。この場合において、法第51条第2項の規定中「第32条第1号から第4号までに規定する事由」とあるのは「<u>当該支払いを受けた事由</u>」又は「<u>当該支給額の確定の事由</u>」と読み替えて取り扱うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額)</p> <p>51 5 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき相続税額のうち、法第51条第2項各号のイからハに掲げる事由以外の事由に基づくものが含まれている場合には、当該納付すべき相続税額から同項各号のイからハの事由がないものとして計算される納付すべき相続税額を控除した相続税額について、同項の規定を適用する。</p> <p>第59条((調書の提出))関係 (退職手当金等の支払調書の提出限度)</p> <p>59 1 適格退職年金契約等に基づいて2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する年金又は一時金の額が、法施行規則第27条第1項第2号に規定する100万円の金額を超えるかどうかは、当該2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する金額の合計額により判定するものとする。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない部分の相続税額)</p> <p>51 5 期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定により納付すべき相続税額のうち、法第51条第2項各号のイ又はロに掲げる事由以外の事由に基づくものが含まれている場合には、当該納付すべき相続税額から同項各号のイ又はロの事由がないものとして計算される納付すべき相続税額を控除した相続税額について、同項の規定を適用する。</p> <p>第59条((調書の提出))関係 (退職手当金等の支払調書の提出限度)</p> <p>59 1 適格退職年金契約等に基づいて2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する年金又は一時金の額が、法施行規則第10条第1項第2号に規定する100万円の金額を超えるかどうかは、当該2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する金額の合計額により判定するものとする。</p> <p>(注) (同左)</p>